

平成23事業年度

事 業 報 告 書

(別添：業務実績報告書 付)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1.	国民の皆様へ	1
2.	基本情報	4
(1)	法人の概要	
(2)	本部・地域センター等の住所	
(3)	資本金の状況	
(4)	役員の状況	
(5)	常勤職員の状況	
3.	簡潔に要約された財務諸表	9
4.	財務情報	12
(1)	財務諸表の概況	
(2)	施設等投資の状況	
(3)	予算・決算の概況	
(4)	経費削減及び効率化目標との関係	
5.	事業の説明	19
(1)	財源構造	
(2)	財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	

別添：業務実績報告書(年度計画に定められた項目ごとの実績)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成23年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

(1) 農林水産消費安全技術センターについて

食品は国民生活にとって一日たりとも欠かすことのできないものであり、その安全を確保し、安定的な供給を図ることは、国の果たすべきもっとも基本的な責務です。このため、食品の生産・流通・消費にわたる各段階において安全管理を徹底するなど、科学に基づく食品安全行政を推進するとともに、食品の品質及び表示の適正化を図ることにより、消費者の信頼を確保することが重要な課題となっています。

このような状況の下で、平成19年4月1日に発足した独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命に掲げ、検査等業務に取り組んでいます。

(2) 平成23年度の主な業務の取組・成果について

第3期中期目標期間（平成23年度から平成27年度まで）の初年度に当たる平成23年度において、FAMICでは、第3期中期計画に基づき肥料、農薬、飼料といった農業生産資材の安全等の確保に関する業務や、食品等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等を踏まえ的確な実施に努めました。その中で特徴的な取組と成果としては、

① 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染が、牧草等を経由して広まることを防ぐため、農林水産省の指示の下、補正予算によりゲルマニウム半導体検出器の整備を行い、通常の業務体制を変更して、最優先の業務として牧草や牧草地土壤等の放射能汚染状況調査に取り組み、農林水産省に報告しました。その後、農林水産省の指示により、さらに配合飼料、汚泥肥料、堆肥等に調査対象範囲を広げて実施しているところです。

② その一方で東日本大震災の発生に伴い、食品表示監視業務においては、岩手、宮城、福島の3県において検査品の買い上げを見合わせておりましたが、状況の回復に応じて検査品の買上げを開始するとともに、センター間で件数調整を行い、計画どおり検査を実施しました。

また、肥料・飼料の立入検査については、東北地方太平洋沿岸を中心に事業場が大きな被害を受けたため、仙台センター管内の立入検査を見合わせ、肥料は7月から、飼料は10月からそれぞれ検査を開始しました。

③ JAS規格の制定又は確認等については、その手続きの透明性を確保する観点から、平成22年7月に農林水産大臣が作成した「日本農林規格の制定等に関する計画」に従って、農林水産大臣が要件に該当する法人に規格調査の実施の指示、また、要件に該当する合議体に制定又は確認等の原案の作成を行わせることになりました。FAMICでは、農林水産大臣から規格調査の実施の指示を受けた農林物資について、

調査を実施しその報告書を農林水産大臣に提出するとともに、原案作成委員会の事務局として原案を作成し農林水産大臣に提出しました。

- ④ 分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制を構築するため、手順書の作成など試験所認定の取得に向けて必要な作業に着手しました。
- ⑤ 農薬の登録申請に伴って提出される試験成績については、今後英文による試験成績の受入れを行う予定であることから、英文による試験成績を直接用いた登録検査が可能となるよう検査職員の技術力向上を図りました。

(3) 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて

平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に対応し、メールマガジンを活用した調達情報の提供を開始して、応札業者の拡大に努めました。さらに、契約監視委員会において、契約状況の点検・見直しについて審議及びフォローアップを行いました。

(4) 事務・事業の見直し等について

平成22年11月26日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された主要な事務及び事業の改廃に関する「勧告の方向性」及び平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応として、依頼検査手数料の見直しや講習事業に係る手数料の有料化、国民生活センターの商品テスト事業に係る協定の締結及び情報提供業務の縮減に取り組みました。また、資産・運営等の見直しに関し、不要資産の売却額を国庫に返納しました。なお、堺ほ場の国庫返納については、堺ほ場の廃止とそれに伴い生じる不要財産の国庫返納に向けた財務省担当部局等との連絡調整や必要な調査並びに事前作業等を行いました。また、門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、検討委員会を設置し、移転・統合の基本的な方針や所要経費、スケジュール等について検討を行うとともに、24年度予算において福岡センター改修に係る施設整備費を措置しました。

(5) 独立行政法人の制度及び組織の見直し

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、FAMICについては、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人である行政執行法人と位置づけられました。そして当該基本方針に基づき、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正法案と併せ、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法改正法案を含む独立行政法人通則法の一部改正に伴う整備法案が平成24年5月11日に閣議決定され、平成24年通常国会に提出されました。

(6) 今後の取組について

FAMICは、「肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全確保、食品表示の適正化を図るための農林水産行政施策に技術的側面から貢献する」使命を

果たすため、これまで以上に業務運営の効率性と質の向上を図り、国民の皆様の期待に応えるべく、役職員一同その果たすべき役割を十分に認識し、高い使命感と倫理観を持って的確に業務を推進して参りますので、国民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

FAMICは、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。) 第3条)

② 業務内容

ア FAMICは、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- (ア) 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
- (イ) (ア) に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- (ウ) 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。

(エ) 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

(オ) (ウ)に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

(カ) (エ)及び(オ)に掲げるもののほか、(ウ)に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

(キ) 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

(ク) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

(ケ) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

(コ) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

(サ) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

イ FAMICは、前項の業務のほか、次の業務を行います。

(ア) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査及び同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査

(イ) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

(ウ) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査

- (I) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
- (オ) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）
第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取
- (カ) 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査
- (キ) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

(旧センター関係)

平成 3年4月 農林水産省農林規格検査所から農林水産省農林水産消費技術センターに改組

平成13年4月 独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

(旧肥飼検関係)

昭和38年1月 農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して農林省肥飼料検査所となる

平成13年4月 独立行政法人肥飼料検査所として設立

(旧農薬検関係)

昭和22年6月 農林省農薬検査所設置

平成13年4月 独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年4月 上記旧 3 法人を統合して独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立

④ 設立根拠法

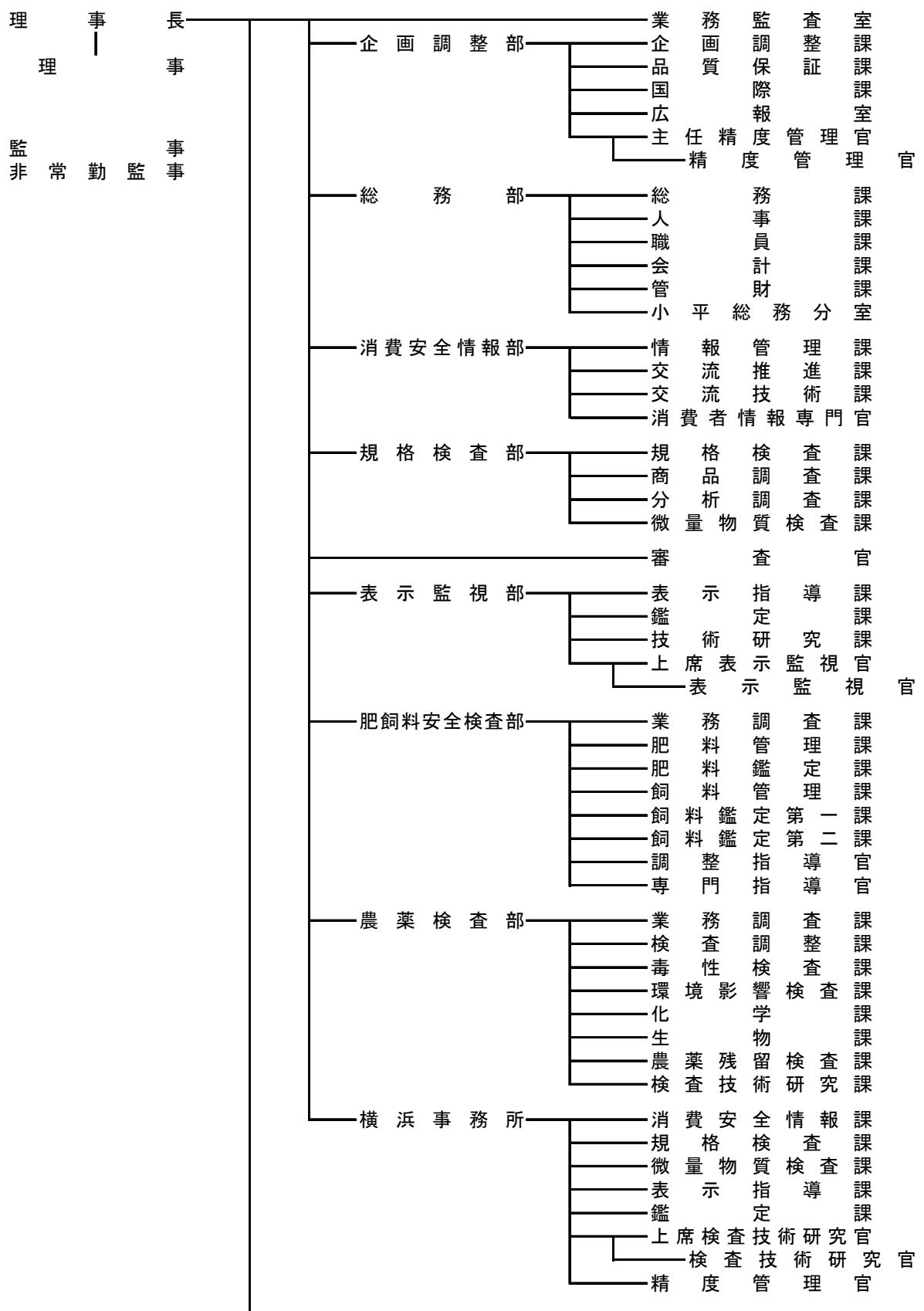
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

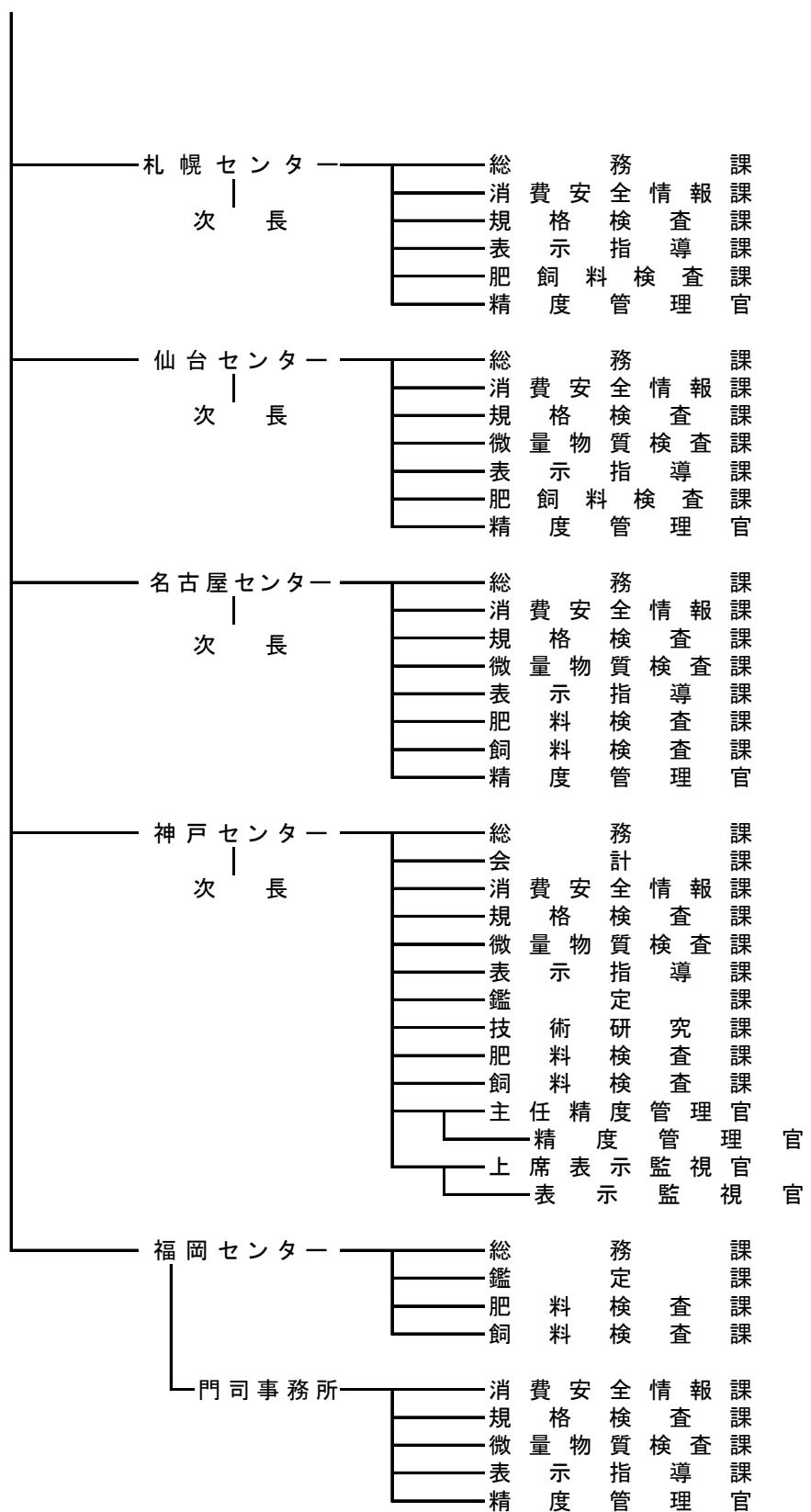
⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課、表示・規格課、農産安全管理課、畜水産安全管理課）

⑥ 組織図

平成24年3月31日 現在





(2) 本部・地域センター等の住所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
 農薬検査部：小平市鈴木町2-772
 横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
 札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
 ：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
 仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
 名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
 神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
 福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
 門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,386	—	32	10,354
その他出資金	—	—	—	—
資本金合計	10,386	—	32	10,354

各計数は単位未満を四捨五入して記載しています。

(4) 役員の状況

(平成24年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	吉羽雅昭	自 平成23年 4月 1日 至 平成27年 3月31日 (再任)		元 学校法人東京農業大学(応用生物科学部教授)
理事	竹原敏郎	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	総合調整・肥料 飼料検査担当	昭和52年 4月 農林省採用 平成18年 4月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事(機械化促進担当) 平成21年 5月 東北農政局次長
理事	角谷徳道	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	評価・食品等 検査担当	昭和54年 4月 農林水産省採用 平成20年 8月 経営局人材育成課長
理事	曾根一人	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	農薬検査担当	昭和51年 4月 農林省採用 平成20年 4月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 農薬検査部検査調整課長 平成22年 4月 横浜植物防疫所調査研究部統括調査官 (消毒技術開発担当) 平成23年 3月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 企画調整部付
監事	倉橋一博	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日		昭和49年 8月 農林省採用 平成20年 4月 九州農政局総務部次長
監事 (非常勤)	碓井憲男	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日 (再任)		現 公認会計士

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成24年1月1日時点において658人（前期末15人減少、2.2%減）であり、平均年齢は42.6歳（前期末42.0歳）となっています。このうち、国等からの出向者は99人、他の独立行政法人（旧3法人は除く）からの出向者は3人です。

(注) 常勤職員数は平成24年1月1日現在国会報告データによる。

3. 簡潔に要約された財務諸表

以下の計数は単位未満を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

① 貸借対照表（平成24年3月31日現在）

(単位：百万円)			
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,069	流動負債	1,049
現金・預金等	999	運営費交付金債務	427
その他	69	その他	622
固定資産	9,651	固定負債	1,228
有形固定資産	9,638	資産見返負債	910
その他	13	その他	317
		負債合計	2,277
		純資産の部	金額
		資本金	10,354
		政府出資金	10,354
		資本剰余金	△ 1,941
		利益剰余金	29
		純資産合計	8,443
資産合計	10,720	負債純資産合計	10,720

② 損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

(単位：百万円)	
	金額
経常費用（A）	6,679
調査指導業務費	5,468
人件費	4,281
減価償却費	269
その他	917
一般管理費	1,210
人件費	970
減価償却費	31
その他	209
財務費用	0
経常収益（B）	6,703
運営費交付金収益	6,364
事業収益等自己収入	54
その他	284
臨時損益（C）	1
その他調整額（D）	2
当期総利益（B-A+C+D）	28

③ キャッシュ・フロー計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

(単位：百万円)	
	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	△ 1,157
人件費支出	△ 5,281
運営費交付金収入	6,865
事業収益等自己収入	57
その他収入・支出	△ 2,797
II 投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△ 4
III 財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	△ 19
IV 資金増加高（D=A+B+C）	△ 1,180
V 資金期首残高（E）	2,180
VI 資金期末残高（D+E）	999

④ 行政サービス実施コスト計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

(単位：百万円)	
	金額
I 業務費用	6,623
損益計算書上の費用	6,680
(控除) 事業収入等自己収入	△ 57
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	466
III 損益外利息費用相当額	4
IV 損益外除売却差額相当額	6
V 引当外賞与見積額	△ 39
VI 引当外退職給付増加見積額	23
VII 機会費用	527
VIII 行政サービス実施コスト	7,610

〈注〉国民一人あたりの行政サービス実施コスト 59.5円
行政サービス実施コスト7,610,104,818円／127,800 千人

[総務省統計局公表の人口推計月報平成23年11月1日確定値
(127,800千人)によっています。]

I のうち損益計算書上の費用（臨時損失を除く。）事業費用の国民一人あたりセグメント費用

(1) 肥料及び土壤改良資材関係経費	4.4円	(事業費用)	561,069,181円
(2) 農薬関係経費	5.2円	"	658,752,085円
(3) 飼料及び飼料添加物関係経費	6.4円	"	819,108,593円
(4) 食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	9.4円	"	1,207,217,071円
(5) 農林物資の検査、指導業務関係経費	15.2円	"	1,941,471,480円
(6) 農林物資の調査研究、講習業務関係経費	2.2円	"	280,203,132円
(7) 一般管理費（共通経費）	9.5円	"	1,210,826,640円

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金等	：預金
有形固定資産	：土地、建物、機械及び装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他(固定資産)	：有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
運営費交付金債務	：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
政府出資金	：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	：国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

調査指導業務費	：独立行政法人の業務に要した費用
人件費	：独立行政法人の職員等の給与、賞与、法定福利費等に要する経費
減価償却費	：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたつて費用として配分する経費
財務費用	：利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	：手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	：固定資産の売却損益又は、除却損が該当
その他調整額	：前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のため行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済額が該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載している）

損益外利息費用相当額 : 資産除去債務の除去費用等のうち、対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された時の経過による資産除去債務の調整額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載している）

引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用 : 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃借した場合の本来負担すべき金額などが該当

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成23年度の経常費用は6,679百万円と、前年度比309百万円減（4.4%減）となっています。これは、人員削減に伴う人件費の前年度比85百万円減（1.6%減）及び人件費以外の経常費用の前年比224百万円減（13.6%減）です。（経常収益）

平成23年度の経常収益は6,703百万円と、前年度比309百万円減（4.4%減）となっています。これは、運営費交付金収益の前年度比273百万円減（4.1%減）となったことが主な要因です。

（当期総損益）

平成23年度の当期総利益は28百万円と、前年度比1,626百万円減（前期は

1,654百万円の利益)となっています。これは、前中期目標期間の積立金(1,733百万円)を国庫納付したことが主な要因です。

(資産)

平成23年度末現在の資産合計は10,720百万円と、前年度末比1,847百万円減(14.7%減)となっています。これは、現金及び預金の1,180百万円減と未収金31百万円減により流動資産が1,211百万円減(53.1%減)となったこと、減価償却等により有形固定資産が前年度比636百万円減(6.2%減)となったことが主な要因です。

(負債)

平成23年度末現在の負債合計は2,277百万円と、前年度末比269百万円増(13.4%増)となっています。これは、人件費等運営費交付金債務残高が427百万円増となっているが、前年に比べ運営費交付金を財源とした資産の取得が少なかったため、資産見返運営費交付金が211百万円減(18.8%減)となったことが主な要因です。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△1,157百万円と、前年度比1,696百万円減(前期は539百万円の収入)となっています。これは、国庫納付金の支払額1,733百万円の減及び運営費交付金収入が前年度比104百万円減(1.5%減)となっているが、人件費支出が前年度比137百万円減(2.7%減)となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△4百万円と、前年度比313百万円の収入増(前期は317百万円の支出)となっています。これは前年度に比べ有形固定資産の取得による支出の増(223百万円の増)及び施設費による収入が減(88百万円の収入増)となっていることが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△19百万円と、ほぼ前年度と同額となっています。この財務活動は全額リース債務の返済分です。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	前中期目標期間					当中期目標期間
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
経常費用	7,640	7,435	7,041	6,988	6,679	
経常収益	7,640	7,459	7,064	7,013	6,703	
当期総利益	19	25	24	1,654	28	
資産	13,962	12,903	12,589	12,567	10,720	
負債	4,021	3,154	3,193	2,008	2,277	
利益剰余金（又は繰越欠損金）	34	59	82	1,736	29	
業務活動によるキャッシュ・フロー	477	528	583	539	△ 1,157	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 194	△ 894	△ 82	△ 317	△ 4	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27	△ 14	△ 18	△ 18	△ 19	
資金期末残高	1,874	1,493	1,976	2,180	999	

(注) 平成22事業年度より資産除去債務に関する会計処理に係る独立行政法人会計基準を適用しています。

(キャッシュ・フローに与える影響)

i 23事業年度業務活動及び資金期末残高

前中期目標期間最終年度の残額を国庫へ返納したことによる支出増

ii 23事業年度投資活動

機器整備の減に伴う有形固定資産取得の減少による支出減

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

(肥料及び土壤改良資材関係経費によるセグメント情報)

このセグメントの事業損益は2百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

(農薬関係経費によるセグメント情報)

このセグメントの事業損益は0百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

(飼料及び飼料添加物関係経費によるセグメント情報)

このセグメントの事業損益は18百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

(食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費によるセグメント情報)

このセグメントの事業損益は△1百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

(農林物資の検査、指導業務関係経費によるセグメント情報)

このセグメントの事業損益は△0百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

(農林物資の調査研究、講習業務関係経費によるセグメント情報)

このセグメントの事業損益は4百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

(一般管理費（共通経費）)

当該経費の事業損益は2百万円となっており、ほぼ前年度と同額となっています。

表 事業損益の経年比較（セグメント情報）

区分	前中期目標期間					当中期目標期間
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
肥料及び土壤改良資材関係経費	△7	0	1	2	2	
農薬関係経費	△2	0	△0	△0	0	
飼料及び飼料添加物関係経費	2	16	18	19	18	
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	0	0	△0	△1	△1	
農林物資の検査、指導業務関係経費	1	1	△0	△1	△0	
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	4	5	3	4	4	
一般管理費（共通経費）	2	2	2	2	2	
合計	0	24	23	25	25	

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（肥料及び土壤改良資材関係経費）

このセグメントの総資産は667百万円と、前年度比163百万円減（19.6%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による103百万円減（12.4%減）、分析機器等の取得による18百万円増（2.1%増）及び減価償却に伴う資産の77百万円減（9.2%減）が主な要因です。

（農薬関係経費）

このセグメントの総資産は1,830百万円と、前年度比274百万円減（13.0%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による109百万円減（5.2%減）、分析機器等の取得による9百万円増（0.4%増）及び減価償却に伴う資産の181百万円減（8.6%減）が主な要因です。

（飼料及び飼料添加物関係経費）

このセグメントの総資産は653百万円と、前年度比155百万円減（19.1%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による125百万円減（15.5%減）、分析機器等の取得による80百万円増（9.9%増）及び減価償却に伴う資産の120百万円減（14.8%減）が主な要因です。

（食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費）

このセグメントの総資産は577百万円と、前年度比349百万円減（37.6%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による243百万円減（26.3%減）、分析機器等の取得による9百万円増（0.9%増）及び減価償却に伴う資産の95百万円減（10.3%減）が主な要因です。

（農林物資の検査、指導業務関係経費）

このセグメントの総資産は949百万円と、前年度比530百万円減（35.9%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による413百万円減（27.9%減）、分析機器等の取得による14百万円増（1.0%増）及び減

価償却に伴う資産の123百万円減（8.3%減）が主な要因です。

(農林物資の調査研究、講習業務関係経費)

このセグメントの総資産は176百万円と、前年度比82百万円減（31.7%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による46百万円減（17.8%減）、分析機器等の取得による6百万円増（2.5%増）及び減価償却に伴う資産の45百万円減（17.5%減）が主な要因です。

(一般管理費（共通経費）)

当該経費の総資産は5,868百万円と、前年度比294百万円減（4.8%減）となっています。これは、流動資産（現金及び預金等）の減による172百万円減（2.8%減）、センター情報化システムサーバの取得等による5百万円増（0.1%増）及び減価償却に伴う資産の126百万円減（2.0%減）が主な要因です。

表 総資産の経年比較（セグメント情報）

区分	前中期目標期間					当中期目標期間
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
肥料及び土壤改良資材関係経費	976	876	847	830	667	
農薬関係経費	2,515	2,345	2,188	2,104	1,830	
飼料及び飼料添加物関係経費	817	739	797	807	653	
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	1,180	1,041	952	926	577	
農林物資の検査、指導業務関係経費	1,535	1,535	1,393	1,480	949	
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	253	245	288	258	176	
一般管理費（共通経費）	6,687	6,121	6,123	6,162	5,868	
合 計	13,962	12,903	12,589	12,567	10,720	

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金はありません。

また、前々中期目標期間からの繰越積立金663,216円及び前中期目標期間に増えた繰越積立金3,291,500円は自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、平成23年度発生額（2,328,956円）を取り崩し、当該費用としました。

なお、663,216円は中期目標期間が終了したものとして積立金へ振替を行いました。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成23年度の行政サービス実施コストは7,610百万円と、前年度比599百万円減（7.3%減）となっています。これは、これは、人件費、備品費及び消耗品費等の業務費用の減による317万円減（4.6%減）並びに横浜事務所の専有面積の一部返還等に伴う機会費用が前年度比60百万円減（10.3%減）となったことが主な要因です。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区分	前中期目標期間					当中期目標期間
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
業務費用	7,542	7,325	7,122	6,940	6,623	
うち損益計算書上の費用	7,647	7,465	7,211	7,004	6,680	
うち自己収入	△ 105	△ 140	△ 89	△ 64	△ 57	
損益外減価償却相当額	435	618	453	554	466	
損益外減損損失相当額	—	48	13	2	—	
損益外利息費用相当額	—	—	—	22	4	
損益外除売却差額相当額	13	1,634	9	9	6	
引当外賞与見積額	2	51	△ 74	△ 10	△ 39	
引当外退職給付増加見積額	128	74	164	105	23	
機会費用	819	801	701	587	527	
行政サービス実施コスト	8,939	10,552	8,388	8,209	7,610	

(注) 平成22事業年度より資産除去債務に関する会計処理に係る独立行政法人会計基準を適用しています。

(著しい変動が生じている理由)

平成20事業年度の損益外固定資産除売却相当額は旧神戸センターを売却したため変動が生じています。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当ありません
- ② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当ありません
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません

(3) 予算・決算の概況

区分	前中期目標期間								当中期目標期間		
	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	7,858	7,858	7,555	7,555	7,544	7,544	6,969	6,969	6,865	6,865	
施設整備費助成金	731	752	775	1,380	134	111	102	96	71	67	
食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金	0	0	0	0	0	17	0	5	0	0	
受託収入	0	48	0	74	0	33	0	13	0	1	*A
諸収入	36	57	36	66	28	57	28	51	48	56	
検査手数料収入	8	1	8	1	3	2	3	1	21	23	
検定手数料収入	21	17	21	18	21	11	21	10	11	11	
講習事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	12	14	
その他収入	7	39	7	46	4	44	4	40	5	8	
神戸庁舎・土地売却収入	0	0	380	400	0	0	0	0	0	0	
前年度よりの繰越金	0	0	485	485	343	343	408	408	0	0	
計	8,625	8,716	9,231	9,960	8,049	8,104	7,507	7,542	6,985	6,990	
支出											
業務経費	1,040	1,028	1,182	946	1,025	1,038	1,015	954	996	757	
生産段階の安全性等確保関係経費	418	412	505	375	413	491	408	420	419	387	
肥料及び土壤改良資材関係経費	90	91	89	94	89	95	88	76	84	60	
農薬関係経費	181	169	179	127	178	137	176	146	168	115	
飼料及び飼料添加物関係経費	148	152	237	155	146	259	144	198	168	212	*B
農林水産物の品質及び表示適正化関係経費	621	616	676	570	613	547	607	534	577	371	
食品等の調査、分析、情勢既是共業関係経費	403	263	460	246	262	249	260	301	248	185	
農林物資の検査、指導業務関係経費	157	267	156	239	266	175	263	177	242	147	
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	62	85	61	86	85	123	84	56	87	39	
施設整備費	731	752	775	1,380	134	111	102	96	71	67	
食の安全・消費者の信頼確保対策事業費	0	0	0	0	0	17	0	4	0	0	
受託経費	0	49	0	75	0	33	0	13	0	1	*A
一般管理費	748	674	871	705	1,121	1,004	650	672	607	525	
人件費	6,106	5,763	6,024	5,615	5,769	5,275	5,741	5,262	5,311	5,185	
神戸センター新庁舎移転関連経費	0	0	380	400	0	0	0	0	0	0	
計	8,625	8,266	9,231	9,122	8,049	7,478	7,508	7,001	6,985	6,536	

(予算額と決算額との乖離理由)

* A : 国等の委託費は競争入札の実施が原則となっていますので、予算計画では予算額を計上していません。

* B : 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の状況調査のため、補正予算によりゲルマニウム半導体検出器の整備を行っています。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、業務運営の効率化による経費の抑制として、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制することを目標としています。

区分	前中期目標期間				当中期目標期間			
	19年度		20年度		21年度		22年度	23年度
	金額	金額	金額	金額	金額	削減比率	差額理由	
一般管理費	691	652	630	608	573	3.1	*ア	
業務経費	988	958	901	856	829	5.8	*イ	

* ア 経費の節減、一括発注、複数年契約の実施等により、調達の効率化を図りました。

* イ 機器整備の減、経費の節減、一括発注による調達の効率化等を図りました。

また、平成19年度の3法人統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、前中期目標期間の最終年度であった前年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額を抑制しましたが、本年度においても、より一層の管理部門等の効率化を図ることにより前年度と同額の抑制を講じ一般管理費の節減を推進しています。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は6,703百万円で、その内訳は、運営費交付金収益6,364百万円（収益の94.9%）、検査・検定手数料収入等事業収益53百万円（0.8%）のほかに資産見返運営費交付金戻入271百万円（4.0%）及び資産見返物品受贈額戻入12百万円（0.2%）となっています。これを事業別に区分すると下表のとおりとなっています。

① 生産段階の安全性等確保関係事業
ア 肥料及び土壤改良資材関係事業

（単位：百万円）

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	532	94.6%
事業収益(標準試料収入等)	2	0.4%
資産見返運営費交付金戻入	26	4.7%
資産見返物品受贈額戻入	2	0.3%
合計(Ⅱ)	563	

イ 農薬関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	625	94.9%
事業収益(講習事業収入)	1	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	33	5.0%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	659	

(単位:百万円)

ウ 飼料及び飼料添加物関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	736	87.9%
事業収益(検定手数料収入等)	44	5.3%
受託調査研究収益	0	0.0%
資産見返運営費交付金戻入	55	6.5%
資産見返物品受贈額戻入	2	0.2%
合計(Ⅱ)	838	

② 農林水産物の品質及び表示適正化関係事業

ア 食品等の調査、分析、情報提供業務関係事業

(ア) JAS規格等見直し関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	234	98.7%
事業収益(講習事業収入)	0	0.0%
資産見返運営費交付金戻入	3	1.2%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.1%
合計(Ⅱ)	237	

(イ) 情報提供関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	387	99.2%
資産見返運営費交付金戻入	3	0.8%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	391	

(ウ) リスク管理のための有害物質分析関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	531	91.7%
資産見返運営費交付金戻入	44	7.6%
資産見返物品受贈額戻入	4	0.7%
合計(Ⅱ)	579	

イ 農林物資の検査、指導業務関係事業

(ア) 表示監視関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	1,190	97.6%
資産見返運営費交付金戻入	28	2.3%
資産見返物品受贈額戻入	2	0.1%
合計(Ⅱ)	1,219	

(単位:百万円)

(イ) 登録認定機関等技術上の調査・定期的調査関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	706	97.8%
事業収益(分析検査収入)	1	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	14	2.0%
資産見返物品受贈額戻入	1	0.1%
合計(Ⅱ)	722	

ウ 農林物資の調査研究、講習業務関係事業

(ア) 調査研究関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	192	84.7%
受託調査研究収益	1	0.3%
資産見返運営費交付金戻入	33	14.7%
資産見返物品受贈額戻入	1	0.3%
合計(Ⅱ)	227	

(イ) 講習関係事業

財源	23年度決算額 (Ⅰ)	当該事業収益に占める割合 (Ⅰ/Ⅱ)
運営費交付金収益	52	90.2%
事業収益(講習事業収入等)	5	9.1%
資産見返運営費交付金戻入	0	0.4%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.3%
合計(Ⅱ)	57	

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 生産段階の安全性等確保関係事業

ア 肥料及び土壌改良資材関係事業

この事業は、肥料取締法に基づき肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を図るため、肥料の登録調査、立入検査等に関する業務を行うとともに、地力増進法に基づき土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のため、土壌改良資材に係る立入検査等に関する業務を行う事業です。東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年度は牛ふん堆肥等中の放射性物質調査を農林水産省の指示により実施しました。

事業の財源は、運営費交付金(平成23年度532百万円)のほか資産見返運営費交付金戻入(平成23年度26百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等473百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費57百万円及び減価償却費31百万円となっています。

イ 農薬関係事業

この事業は、農薬取締法に基づき農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図るため、農薬の登録検査、立入検査、農薬GLP適合確認、調査研究等を行う事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度625百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度33百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等516百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費99百万円及び減価償却費45百万円となっています。

ウ 飼料及び飼料添加物関係事業

この事業は、飼料安全法に基づき飼料の安全性を確保するとともに、飼料の品質の改善を図るため、飼料及び飼料添加物に係る立入検査、特定添加物の検定、BSEに係る製造事業場の確認検査、飼料分析基準（公定法）の作成等に関する業務を行うとともに、ペットフード安全法に基づき愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るため、愛玩動物用飼料に係る立入検査、検査（分析）法の作成等に関する業務を行う事業です。東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年度は牧草・土壌の定点観測による放射能汚染状況調査をはじめ、飼料中の放射性セシウムモニタリング調査等の多種多様な対応を農林水産省の指示により実施しました。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度736百万円）、検定手数料収入（平成23年度11百万円）、分析検査収入（平成23年度22百万円）、講習事業等収入（平成23年度5百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度55百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等609百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費150百万円及び減価償却費60百万円となっています。

② 農林水産物の品質及び表示適正化関係事業

ア 食品等の調査、分析、情報提供業務関係事業

(ア) JAS規格等見直し関係事業

この事業は、JAS規格及び品質表示基準の改正等に資するとともに、国際規格に我が国の意見を反映させるため、所要の調査等を行う事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度234百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度3百万円）となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等203百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費31百万円等となっています。

(イ) 情報提供関係事業

この事業は、食品や農業生産資材の品質・安全性及び表示等食に関連する各種の情報の提供を行うため、インターネット、広報誌等の多様な媒体により情報発信を行うとともに、事業者等からの相談（食品表示110番による情報提供含む）に対応する事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度387百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度3百万円）となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等355百万円、情報機器の整備費、情報通信費等の事業費32百万円及び減価償却費3百万円となっています。

(ウ) リスク管理のための有害物質分析関係事業

この事業は、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、かび毒等の分析調査を行うとともに、農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため農産物中の農薬の残留状況の調査等を行う事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度531百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度44百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等414百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代等の事業費116百万円及び減価償却費48百万円となっています。

イ 農林物資の検査、指導業務関係事業

(ア) 表示監視関係事業

この事業は、食品表示の適正化に資することを目的として、科学的方法を用いて市販品の分析検査を行い、当該市販品の表示に偽装の疑いが生じた場合や、食品表示110番を通じて疑義が寄せられた場合に、農林水産大臣からの指示等に基づき、立入検査等を行う事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度1,190百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度28百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等1,082百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費108百万円及び減価償却費29百万円となっています。

(イ) 登録認定機関等技術上の調査・定期的調査関係事業

この事業は、JAS制度に基づく登録認定機関等の登録申請等があった場合に登録基準に適合しているかを審査するための技術上の調査、及び登録後も引き続き登録基準に適合しているかを確認するための定期的調査を行うとと

もに、米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準に基づく認証機関の認定申請があった場合に、NOP基準への適合状況の審査等を行う事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度706百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度14百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等668百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費38百万円及び減価償却費15百万円となっています。

ウ 農林物資の調査研究、講習業務関係事業

(ア) 調査研究関係事業

この事業は、食品表示が正しいかを判別するための検査技術の開発・実用化を目的として、調査研究を行う事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度192百万円）のほか資産見返運営費交付金戻入（平成23年度33百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等160百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代等の事業費32百万円及び減価償却費34百万円となっています。

(イ) 講習関係事業

この事業は、食品、肥料、農薬、飼料、土壌改良資材等に関する各種の情報の提供を行うため、事業者等からの依頼により講習会に講師を派遣する事業です。

事業の財源は、運営費交付金（平成23年度52百万円）のほか講習事業収入（平成23年度5百万円）等となっています。

事業に要する費用は、人件費、事務費等51百万円及び講習会への出張旅費等の事業費2百万円等となっています。

以上

業務実績報告書（年度計画に定められた項目ごとの実績）

第3期中期目標	第3期中期計画	年度計画項目	事業年度実績
<p>食品は、国民生活にとって一日たりとも欠かすことのできないものであり、その安全を確保し、安定的な供給を図ることは、国が果たすべき最も基本的な責務である。このため、食品の生産・流通・消費にわたる各段階において安全管理を徹底するなど、科学に基づく食品安全行政を推進するとともに、食品の品質及び表示の適正化を図ることにより、消費者の信頼を確保することが重要な課題となっている。</p> <p>このような状況の下で、平成19年4月1日に発足した独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、引き続き国や都道府県等との連携及びその明確な役割分担の下で、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上等に努め、検査等業務を的確に実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に掲げられた農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材をいう。以下同じ。）の安全の確保、食品表示の適正化等を図るために農林水産行政施策に技術的側面から貢献することを期待する。</p>	<p>国民に対して安全な食品を安定的に供給するため、食品の生産・流通・消費にわたる各段階において安全管理を徹底するなど、科学に基づく食品安全行政を推進するとともに、食品の品質及び表示の適正化を図ることにより、消費者の信頼を確保することが重要な課題となっている。</p> <p>このような状況の下で、平成19年4月1日に発足した独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材をいう。以下同じ。）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命に掲げ、検査等業務を推進してきた。</p> <p>センターは、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが達成すべき業務運営に関する目標」（平成23年3月2日付け農林水産省指令22消安第9077号。以下「中期目標」という。）に基づき、引き続き国や都道府県等との連携及びその明確な役割分担の下で、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上等に努め、検査等業務を的確に実施することにより、農林水産行政施策に技術的側面から貢献する。</p>		

第1 中期目標の期間 センターセンターの中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31までの5年間とする。			
第2 業務運営の効率化に関する事項 <p>1 共通事項</p> <p>(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材育成及び適正な要員配置を図る。</p>	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <p>1 共通事項</p> <p>(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、安全性の評価等に関する各種研修等を通じて専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成し、国際会議への派遣等により実務経験を蓄積させる。また、農業生産資材の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加等に対応した適正な要員配置を行う。</p>	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <p>1 共通事項</p> <p>(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 人材育成</p> <p>(7) 専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材を育成するため、畜産物中の残留農薬に関する技術研修等、農薬の安全性の評価等に関する研修に職員を参加させる。</p> <p>また、国外の農薬検査機関に対して研修の受入を要請するとともに、研修の受入を応諾した検査機関と実施時期等について調整を行う。</p> <p>(4) 国際会議等の実務経験を蓄積させるため、OECD作業部会等が開催される機会を捉えて職員を派遣する。</p> <p>イ 適正な要員配置</p> <p>要員配置に当たっては、業務の内容や量的な変化の状況を踏まえて適正化を進める。また、農薬登録に係る優良試験所規範（以下「GLP」という。）への適合審査業務の拡大、農薬の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う検査項目の高度化や増加、福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料の安全性のモニタリング業務の増加に対応した適正な要員配置を</p>	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <p>1 共通事項</p> <p>(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置</p> <p>① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 人材育成</p> <p>(7) 農薬の安全性の評価等に関する研修については、畜産物中の残留農薬に関する技術研修、残留農薬基準設定のためのデータの国際的な評価法に関する研修や今後提出される試験成績について和訳を添付しない英文のみの試験成績を受け入れることを踏まえた英文読解能力向上の研修等20件（96名）を実施した。</p> <p>また、国外の農薬検査機関での研修については、平成23年度は米国環境保護庁（USEPA）に研修の受入を要請した。</p> <p>なお、応諾の可否について回答を待っているところである。</p> <p>(4) 国際会議等への職員の派遣については、イスラエルで開催された優良試験所規範（以下「GLP」という。）査察官のための経済協力開発機構（以下「OECD」という。）トレーニングコースに2名の職員を派遣した。</p> <p>イ 適正な要員配置</p> <p>平成19年度から、本部及び地域センター等のすべての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的機動的な配置に努めている。</p> <p>平成23年度は、農薬登録に係るGLPの適合審査業務強化として作物残留試験の査察対象への拡大、また家畜残留試験の導入など農薬の安全性確保に係るデータ要求基準の変更に伴う農薬の残留に関する検査の高度化や水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定対象農薬数の増加に対応するため農薬検査部門において職員2名を増員するとともに、東</p>

		<p>行う。</p> <p>② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務に関する組織体制を見直し、効率化を図る。</p> <p>③ 平成24年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進める。</p>	<p>② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務の効率化を図るため、管理部門の簡素化と併せて組織体制の見直しを行う。</p> <p>③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めることとし、このため、役員及び関係職員からなる委員会を設置し、移転・統合を検討するに当たっての基本的な方針、スケジュール等の移転・統合プラン、移転先となる福岡センター庁舎の増改築等に要する経費及びその予算措置等の検討を行う。</p>	<p>② 本部及び地域センター等における情報提供業務の効率化を図るために、専ら消費者相談業務等の情報提供業務に従事している要員数を他の部門への異動などにより削減する。</p> <p>③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、門司事務所移転検討委員会（平成23年1月25日設置）において以下の事項を検討する。</p> <p>ア 移転・統合を検討するに当たっての基本的な方針</p> <p>イ スケジュール等の移転・統合プラン</p> <p>ウ 移転・統合する場合に要する経費及び必要な予算措置</p>	<p>京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、飼料の安全性のモニタリング業務の増加に対応するため、配置換えや併任により延べ14名の職員を肥飼料検査部門に配置し、飼料等1,099件、たい肥等5,752件の放射能測定を行った。</p> <p>② 情報提供業務については、消費者相談業務等の情報提供業務を縮減し他の部門へ配置することにより、10名削減した。</p> <p>③ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、門司事務所移転検討委員会を4月及び10月に開催し、次のとおり検討した。</p> <p>ア 移転・統合については平成24年度～平成25年度の2カ年間で実施することとし、移転・統合に関する全体計画等を策定した。</p> <p>イ 各年度における移転・統合プランについて検討し、平成24年度については、設計業務や庁舎の増築工事に伴う工程及び期間の検討を、平成25年度については、検査室の改修、門司事務所の移転、原状回復工事を行うこととした。</p> <p>ウ 平成24年度に必要な福岡センター庁舎の改築に伴う設計費及び事務棟の増築工事費に係る予算措置を行うこととした。（なお、平成24年度については、約2億4千万円の予算が認められた。）</p>
(2) 管理部門の簡素化 旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図る。	(2) 管理部門の簡素化 旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図るため、要員配置の適正化、管理業務の一體的実施等を推進する。	<p>(2) 管理部門の簡素化 札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るために、次の取組を行う。</p> <p>① 管理部門の要員を異動することにより、配置の適正化を行う。</p>	<p>(2) 管理部門の簡素化 札幌センターの管理部門については、次の取組を行った。</p> <p>① 平成22年度に行われた札幌センター小樽事務所の札幌センターへの統合に伴い、統合後の事務処理（小樽事務所の原状回復を含む。）を行っていた1名について平成22年度中に事務処理が終了したため本部へ異動させた。</p>		

		<p>② 道新北ビル庁舎の会議室や書庫・倉庫の共同利用等を引き続き推進する。</p> <p>③ 試薬・事務用品その他消耗品類の一括購入、実験廃液の処理や職員の健康診断等についての一括契約を引き続き推進する。</p>	<p>② 会議室については、共有データベース上の会議室利用簿を活用して会議室の予約手続きの簡素化を図り、肥飼料分野での事業者に対する講習会、打合せ、入札等での利用に努めた。書庫・倉庫については、一区画を肥飼料分野の文書や分析用消耗品の保管に利用し管理の集約化を図った。また、車両を1台削減し、食品部門と肥飼料部門で相互利用している。</p> <p>③ 試薬及び事務用品等の物品類並びに実験廃液の処理及び職員の健康診断等の役務類を調達したものについては、一括契約を実施した。</p>
(3) 自己収入の確保 センターの事業の目的を踏まえつつ、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の適正化を図ること等により、自己収入の確保に努める。	(3) 自己収入の確保 自己収入を確保するため、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。 また、受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直し等を行うとともに、事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて周知・広報に努める。なお、寄付金の申し出があった場合には、センターの業務が高度の中立・公正を求められるものであることを踏まえ、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。	<p>(3) 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。</p> <p>① 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応する。</p> <p>② 受益者の負担が適正に反映されるよう手数料の見直しを行うとともに、センターが技術講習会等として無償で開催していた講習会の有料化を検討する。</p> <p>③ 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。</p> <p>④ 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>	<p>(3) 自己収入の確保 自己収入を確保するため、以下の取組を行った。また、自己収入として、56,467千円（平成22年度相当額51,412千円）を確保した。</p> <p>① 事業者等からの依頼に応じて、検査及び講師の派遣を積極的に行い、農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するための技術的な情報を提供した。</p> <p>② 自己収入確保の観点から受益者の負担が適正に反映されるよう、事業者等へのアンケート調査を実施しその結果を踏まえて、無償で開催していた技術講習会等の有料化や手数料の見直しを行い、手数料等に係る取扱要領等の関係規程類の改正を行った。その結果、これまで無料としていた肥料品質改善講習会を有料化することになった。</p> <p>③ 有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページに講師派遣のコーナーを設けて周知するとともに、メールマガジンでは、年度当初に「最近の話題・キーワード」欄で講師派遣のPRを行った。また、広報誌春夏合併号及び秋号にて、講師派遣の案内を掲載し、周知を行った。その他、センターが主催している講習会等においても、チラシ等を活用したPRを行った。</p> <p>④ 寄付金の申し出はなかった。</p>

<p>(4) 保有資産の見直し等</p> <p>① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堀ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納するとともに、その他の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不斷の見直しを行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。</p> <p>② 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る。</p>	<p>(4) 保有資産の見直し等</p> <p>① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堀ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納する。また、平成23年度には、政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を国庫へ返納する。</p> <p>なお、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、その他の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不斷に見直し、不要な資産は国庫への返納を行う。</p> <p>② 特許権については、登録・保有コストの削減を図るため、センターにおける特許権の保有目的が、検査等業務に必要な技術の特許権を第三者に取得され、業務の実施に支障が生じることを防止するものであることを踏まえつつ、特許権を保有することの必要性を十分吟味する。また、特許収入の拡大を図るために、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（平成10年法律第52号）に基づき農林水産大臣が認定した技術移転機関である社団法人農林水産技術情報協会へ登録でき</p>	<p>(4) 保有資産の見直し等</p> <p>① 保有資産の見直し及び特許権の登録・保有コストの削減等については、次の取組を行う。</p> <p>ア 堀ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納するため、近畿財務局から示された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査（資料及び目視）、ガラス室他2棟の解体撤去等を実施するとともに、当該各種結果に基づき近畿財務局と連絡調整を行った。</p> <p>イ 政府出資である固定資産（自動車リサイクル料金預託金30,370円、高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入37,863円）及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額（自動車リサイクル料金預託金55,850円）124,083円については、平成23年10月28日に国庫へ返納した。</p> <p>ウ センターではア及びイ以外の保有資産として、庁舎及びその敷地3箇所（農薬検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）の他、分析機器等の資産を所有していることから、庁舎及びその敷地以外の主な資産であるほ場及び分析機器類の利用・稼働状況について調査を実施し、保有の必要性について検証を行った。その結果、庁舎及びその敷地についてはその必要性について不斷に見直すこととし、岩槻ほ場は堀ほ場を廃止することから引き続き使用することとなった。老朽化等により利用頻度が低くかつ有効活用も見込めない分析機器類（原子吸光分光光度計等）他については保有資産から除却を行った。</p> <p>② 特許権については登録・申請コストを削減する観点から、職務発明規程の改正を行うとともに改正した規程に基づき、役職員で構成する職務発明審査会において、長期間実施許諾の実績がない特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、平成23年度において放棄すべき特許等はなかった。</p> <p>また、特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については技術移転機関である社団法人農林水産技術情報協会（平成24年2月15日付けで社団法人農林水産・食品産業技術振興協会に改組）への登録により周知・広報を図った。</p>	
---	---	--	--

	<p>研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づく技術移転機関と連携することにより、センターが保有する特許権の周知等を行う。</p>	<p>る特許権については、使用許諾の機会を拡大するため、同協会を通じて周知・広報する。</p>	
(5) 契約の点検・見直し 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、適正化を推進する。この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。	(5) 契約の点検・見直し 契約の適正化を推進するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき一者応札・応募の改善に不斷に取り組むとともに、契約監視委員会において契約状況の点検・見直しを行う等の取組を着実に実施する。この場合において、調査研究業務に係る調達の透明性を高め、効果的な契約の在り方を追求するため、他の独立行政法人の優良な事例等を収集する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。	(5) 契約の点検・見直し 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、次の取組を行う。 ① 一者応札・一者応募となった契約については、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。	(5) 契約の点検・見直し 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、以下の取組を行った。 ① 契約については、平成22年度に改正した「随意契約見直し計画」に基づき、契約を締結した123件のうちガス使用料及び上下水道使用料などの明らかに競争の余地のない11件を除き、一般競争入札や企画競争及び公募による契約とした。 一般競争入札等112件のうち、一者応札となった契約は43件であり、平成22年度との比較では横ばいの状態となっている。なお、一者応札となった契約は、分析機器の保守点検等であった。 一者応札・一者応募となった契約については仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等取り組んできたところであるが、契約監視委員会から、公告方法及び公告期間の見直しについての指摘を受けたことから、入札参加事業者が調達情報を入手しやすいよう入札公告日と同時に調達情報をメールで配信する「入札情報メールマガジン」を平成23年10月から発行するとともに、「入札における公告期間の取扱い等について」(平成23年10月17日付け23消技第2123号)を定め、公告期間の設定基準等について統一化を図った。 また、随意契約については、個別に本部の職員からなる契約審査委員会に諮って審査した。競争性のない随意契約の件数は8件(平成22年度)から11件に増加し、金額ベースでは44,202千円増加した。なお、増加要因は以下のとおりである。 ・放射能測定装置の購入 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、センターにおいて必要な検査を実施するため、放射能測定装置を緊急に購入する必要があった。

			<ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録票作成システム更新 既存システムの機能を損なうことなく更新作業を行うためには、本システムの著作権を有し、詳細な情報を熟知している会社と契約する必要があった。 ・上下水道使用料（福岡センター） 水道の供給及び下水道の利用が可能な事業者は一者であったことによる。 <p>なお、契約状況のフォローアップについては平成22年度分をホームページに公表した。</p> <p>会計検査院の指摘については、平成22年度に改善を図ったところであるが、機器を購入する際に改善策が機能しているかどうかについて確認を行った。その結果、改善策をさらに見直す必要はなかった。なお、平成23年10月に会計検査院から平成22年度に指摘を受けた超遠心粉碎器について継続検査とする旨伝えられ、会計実地検査が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、センターでの応用の可能性を検討する。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約について一層の透明性を確保するため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき策定される「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に従い、該当する契約に係る情報をホームページで公表する。
(6) 透明性の確保 複数の候補からの選択をする事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適	(6) 透明性の確保 複数の候補からの選択をする事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を次年度の事業の選定・	(6) 透明性の確保 複数の候補からの選択をする事業の重点化及び透明性を確保するため、当該事業を実施する場合には、民間企業や監査法人からなる第三者委員会を設置するなどにより事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を次年度の事業の選定・	(6) 透明性の確保 センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査を執行するものであり、複数の候補からの選択をする性質のものではなく、平成23年度においても複数の候補からの選択をする事業を実施する必要がなかったため第三者委員会は設置しなかった。 なお、調査研究に関しては、学識経験者や関係行政機関の

	切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努める。	い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させる。	実施に適切に反映させる。	有識者等の外部有識者による評価委員会を各業務部門（肥料、農薬、飼料、食品）の調査研究ごとに設置し、技術的助言を受けている。当該年度の研究成果について評価を受けるとともに、次年度以降の調査研究に適切に反映した。
(7) 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、内部統制の更なる充実・強化を図る。 その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。	(7) 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。 ① 役員会を最高意思決定機関とする法人運営を行うとともに、業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査の実施、マネジメントレビューの実施等PDCAサイクルによる継続的な業務改善活動を推進する。 また、コンプライアンス委員会等での審議結果を踏まえ、役職員の法令遵守を徹底する。	(7) 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして農林水産省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にしつつ、次の取組を行う。 ① 適切な法人運営を行うとともに、継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ア 法人運営に関する重要事項については、原則として毎月開催する役員会で審議・決定し、各部署に指示を行う。 イ 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、内部監査員研修を実施する。	(7) 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るため、次の取組を行った。 ① 適切な法人運営を行うとともに継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ア 役員会を毎月開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定をし各部長等に指示を行った。 イ 年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ウ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行い、その結果についてマネジメントレビュー等で審議し、業務運営の改善に反映させた。 財務・会計については、リスクアプローチにより監査重点項目を抽出するほか、業務監査室職員が直接監査を行う等内	

部監査（会計監査）の見直しを行った。

なお、職員に対して内部監査員研修を1回（160名）実施した。

さらに、内部監査で抽出した不適合37件に対しては、必要な是正措置を行い、業務の改善を図った。不適合の内容及び改善措置内容等は以下のとおりであった。

○基準文書を遵守していない案件（36件）

- ・記録書類への記載漏れ等（16件）

試験結果を確認した記録に確認者の署名がないものがあった等

（改善措置）記録書類の訂正、規程の再確認、課内会議等での周知徹底及び相互チェック体制の強化

- ・定められた様式の未使用（1件）

庁舎内における物品販売において、基準文書に定められた様式と異なる申請書で受理していた

（改善措置）規程の再確認、課内会議等での周知徹底、規程の改訂

- ・記録書類の不適正な管理（2件）

公印登録簿は整備されていたが、管理者の氏名等が更新されていない等

（改善措置）課内会議等での周知徹底、人事異動等の情報収集、記録書類の保存年数の延長

- ・報告・通知の未実施（3件）

品質表示基準品検査の毎月の業務進捗状況について、課長名での報告が行われていない等

（改善措置）事務処理状況に関するチェック体制の強化、進行管理の徹底化、上位者による点検

- ・その他（14件）

分析結果の記録方法、訂正方法及び整理方法が適当でない、一部の課において、管理簿を適時点検していなかった等

（改善措置）職員への周知、チェック体制の強化、引継事項の追加、記録管理の徹底、職場巡回の実施

○基準文書の改訂が必要な案件（1件）

地方公共団体の消費者モニターを対象とした施設見学において受け付けた質問を消費者相談として処理していなかった

（改善措置）基準文書の改訂を実施

内部監査実施マニュアルでは重大な不適合をセンターに対する信頼を損なうおそれがある不適合としているが、不適合37件はいずれも軽微な不適合であった。

工 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産省独立行政法人評価委員会が行った平成22年度の業務の実績の評価結果等について、理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。

工 平成23年度の内部監査及び苦情処理の結果、平成22年度の業務実績の評価等についてマネジメントレビューを実施し抽出された課題への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示を行った。

なお、理事長が行った指示に対する対応状況については品質保証課において取りまとめ、理事長に報告した。

マネジメントレビュー改善指示事項

・中期目標・中期計画に基づく業務の推進について

中期目標・中期計画に即して業務が運営されるよう例年以上の管理をすること。特に中期目標の①効率的な組織体制の確保と適正な要員配置のうち特に専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材育成、②管理部門の簡素化、③自己収入の確保に関しては、早期に着実な成果をあげること。

・行政刷新会議が取りまとめる独立行政法人の見直しについて

平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務

・事業の見直しの基本方針」に示されたFAMICの見直し事項に関しては着実に実施すること。行政刷新会議による独立行政法人の制度・組織の見直し検討に当たっては、結論が得られた際には緊密な連携の下で適切に対応を行うこと。

・内部統制の充実・強化について

内部統制の充実・強化は、独法運営上の要であり、本件に関する事項は不斷の見直しを図ること。

内部監査に関しては、業務監査に関して来年度以降は理事長の指示の下で業務監査室が直接監査を行うこととなったことから、この円滑な推進を図るため業務監査室は各部等と調整の上、本年度中に具体的な方策を策定すること。

チェックリストの作成や組織全体での共有化などのシステムの構築と役職員の法令遵守の意識向上を図り、業務監査室は十分なフォローアップを行うこと。

・福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料の放射能測定業務等について

放射能測定業務は長期にわたることから、平成24年度に向けては従来業務と放射能測定業務を併せて適切に実施できる

よう、要員配置並びに測定支援体制を見直し、永続的な体制を構築すること。

農薬登録における検査項目の高度化・増加等に対応できるよう、平成24年度以降、適正な要員配置を行うこと。

・門司事務所の廃止・福岡移転について

平成24年度農林水産省予算において移転費用が認められた場合は、本部と福岡センター、門司事務所との間で緊密な連携を保ち、移転検討委員会の下で設計業務、改修工事等の進行管理を円滑に進めること。

・信頼性向上に向けたISO/IEC 17025等への対応について

農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制の構築を進めること。

・分析機器の購入・保守の一層の効率化と会計規程の遵守の徹底を図ること。

才 役職員の法令遵守を徹底するため、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。

才 グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官研修、専門調査官等育成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。

またこの他、次の取組を行った。

(7) 平成22年度の業務について監事が理事長のマネジメントを含めた監査を行い、その結果を報告書に取りまとめ理事長に提出した。理事長は、監事監査報告書の指摘についての改善措置等を講じ、その措置状況を整理して監事に報告し、監事は当該報告書を受けて、各指摘事項についての措置状況を確認した。なお、主な監事の指摘及び処置状況は以下のとおりである。

・中期計画及び年度計画の達成状況
(指摘事項)

新たな中期計画及び年度計画の達成に向けて、役職員が使

命感と倫理観を持って積極的に行動することが望まれる。
(処置状況)

平成23年度計画の進捗状況については、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う肥飼料等の放射能測定を引き続き最優先で対応しつつ実施しており、必要に応じて業務分担の見直しや適正な進捗管理を行った。

・内部統制の取組について
(指摘事項)

トップのリーダーシップにより、職員に直接、法人のミッションを伝えていくことは、今後も節目節目に必要である。

また、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告等を参考に、内部統制の更なる充実・強化に取り組むことが必要である。

(処置状況)

平成24年4月1日付けで行われる組織改正や、平成23年度内部監査での指摘事項等を踏まえた各業務規程類の改正作業を関係部門と調整しながら順次進めており、平成24年4月1日から施行することとした。

内部監査の実施については、会計監査に続き、業務監査についてもその独立性を確保するため、平成24年度から業務監査室職員が直接監査を実施する体制を整備した。

・契約の状況
(指摘事項)

今後も引き続き、一層の競争性の確保について努力していくことが必要である。

(処置状況)

同種の検査用機器の保守・点検については、従来、各地域センター等で個々に契約していたが、一者応札等の縮減及び経費抑制の観点から、全センター一分を本部で集約のうえ一體的な契約手続きを実施した。

また、平成23年10月からは、センターの入札情報を配信登録者に自動配信する「入札情報メールマガジン」を開始し、公告方法の改善を図った。

さらに、「入札における公告期間の取扱い等について」(平成23年10月17日付け23消技第2123号)を定め、公告期間の設定基準等について統一化を図った。

			<p>(イ) 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成22年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p> <p>(ウ) 理事長自らが、各地域センターへ赴き、中期計画の内容やセンターが果たすべき使命等について、全職員への説明と意見交換を行った。</p> <p>(エ) 東日本大震災後のセンターにおける対応について検証評価を行った。その結果、平成24年4月の組織改正に併せて（独）農林水産消費安全技術センター防災業務計画を改正し、災害対策本部構成員及び主な分担等について見直しを行うこととした。</p> <p>(オ) 外部の有識者（12名）の参画による「業務運営懇談会」を設置し平成24年2月に開催した。懇談会ではセンターの業務概要、東日本大震災に対するセンターの対応、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針について説明し、外部の有識者からは、今後ともセンターの役割、独立行政法人としての位置付け等、もっと広報していく必要がある等の助言を受けた。外部の有識者から受けた意見は平成24年度に対応方針を立て、対応状況についてフォローアップを行うこととした。</p>
(8) 業務運営コストの縮減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。	(8) 業務運営コストの縮減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う。	(8) 業務運営コストの縮減 ① 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画期間に毎年度平均で少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制するため、上記（1）～（7）に掲げる措置に取り組む。	<p>(8) 業務運営コストの縮減 ① 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、対平成22年度比で一般管理費を5.8%、業務経費を3.1%抑制した。</p> <p>法定外福利厚生費については、平成22年度に引き続きレクリエーション経費の支出はなかった。また、海外出張旅費の事務に係る経費については、国家公務員の規程を準用した。</p> <p>なお、国において給与振込の口座数が平成22年2月1日から原則1口座となったことを受け、センターにおいても1口座化に向けた取組を進め平成23年3月に119名であった2口座指定の職員を平成24年3月には13名まで大幅に縮小させた。平成24</p>

<p>② 一般管理費については、経費節減の余地がないか厳格な自己評価を行い、適切な見直しを行う。また、引き続きアウトソーシング等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る。</p>	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ア 専門的・技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することにより効率化が図られるものについては、効果を検証しつつ、引き続きアウトソーシングの積極的な導入を推進するとともに、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討を行う。</p>	<p>② 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。 ア 次に掲げる業務については、関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。また、官民競争入札の導入が可能な業務についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) アンケート調査表の発送及び回答の集計作業 (4) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業 (9) メールマガジンの配信業務 (1) 広報誌の編集及び発送作業 (オ) ホームページの作成・更新 	<p>年度においても引き続き1口座化に向けた取組を行うこととした。</p> <p>② 業務運営コストの縮減に向け、次の取組を行った。</p> <p>ア 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務について積極的にアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAS規格見直し業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計 ・専門技術的知見の必要性が低い試薬調製 ・メールマガジンの配信及びその管理 ・広報誌の編集及び発送 ・ホームページの作成・更新 ・技術情報等の翻訳 <p>なお、官民競争入札については、これまで民間委託を行っていた庁舎管理業務について検討を行ったが、すでに平成23年度から3年間の複数年度契約を締結しているため、平成26年度以降分の契約について、改めて市場化テストのスキームの活用に係る検討を行うこととした。</p> <p>イ 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務で有効に活用する。また、分析機器の更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準を定め、効果的な保守点検を行う。</p> <p>ウ 役員及び関係職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを行った上で無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。</p> <p>イ 分析機器の稼働状況及び管理換え希望の有無について調査を行い、本部横浜事務所で稼働状況が低いとされたホモジナイザーを本部に移設し、不具合が検出されたホモジナイザーの代わりに活用したほか、4件（部分的なものを含む）について分析機器等の有効活用を図った。</p> <p>分析機器の点検等に係る統一的な基準として、平成23年度分析機器整備・管理方針を定め、これに基づき業者点検を実施することで事務手続き及び経費の両面で効果的な保守点検を行った。</p> <p>ウ 無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について検討を行い、庁舎内における節電の徹底、コピー用紙の再利用等を重点目標として削減に取り組んだ。その結果については、平成23年9月及び平成24年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、評価を行った結果、すべての取組</p>
--	--	--	---

			について目標を達成した。
(9) 人件費の削減等 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。	(9) 人件費の削減等 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。	(9) 人件費の削減等 給与水準については、引き続き国家公務員の給与水準を超えないよう努めるとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表する。	(9) 人件費の削減等 センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成23年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は98.8であった。役職員の報酬・給与等については、その基本方針と取組状況について平成22年度分までをホームページにおいて公表した。 人事院勧告に基づき、職員給与規程を改正し、期末・勤勉手当の支給率の改定、平成23年4月1日における号俸調整を行った。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)(平成24年3月1日施行)に準じて、役員給与については平成24年4月から見直しを行い、職員給与についても法律成立を受けて給与等改定に必要な労使交渉を開始し、平成24年度に対応するべく交渉中である。 総人件費については、業務の効率化を図ることにより常勤職員数を平成18年1月1日時点(※)の722名から658名(平成24年1月1日時点)と64名削減することにより、平成17年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、平成17年度と比較して6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づく政府における総人件費削減の取組を踏まえ、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 この削減率は、削減率算出の対象外とされた給与改定に伴う削減分に相当する比率△3.2%の補正を行ったものであり、平成23年度における退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与を除く人件費は、4,322百万円で、平成17年度の人件費4,887百万円(旧3法人合計)に対し11.6%の削減であった。 ※独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合計したものである。

<p>また、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対して、人員増とならないように業務の効率化を行う。</p>	<p>さらに、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対しては、人員増とならないように業務の効率化を行うため、必要に応じて業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより、人員増とならないよう取り組む。</p>	<p>さらに、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対しては、業務の効率化を行うため、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより、人員増とならないよう取り組む。</p>	<p>平成23年度からセンターの業務として追加された業務については、次の取組を実施し、人員増とならないよう努めた。 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導については、通常行っている立入検査の機会を活用し、普及・指導を実行した。抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、薬剤感受性試験に簡易試験法を採用するなどの取組を行った。</p>
<p>2 業務の重点化・効率化 (1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、安全を確保する観点から、生産及び輸入に係る事業場の品質管理実態を踏まえ、対象の事業場を重点化する。</p> <p>また、収去品の検査は、対象の事業場の品質管理実態を踏まえ、有害成分を重点的に</p>	<p>2 業務の重点化・効率化 (1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、生産業者については品質管理がより必要な事業場に重点化するとともに、事業場の生産実態を踏まえて効率的に実施する。輸入業者については流通経路の把握に努め、在庫のある事業場に重点化し効率的な立入検査を実施する。立入検査の実施に当たっては、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、必要な情報を農林水産省へ提供する。</p> <p>また、収去品の検査を効率的に実施するため、対象の事業場の品質管理実態を踏まえて、有</p>	<p>2 業務の重点化・効率化 (1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 生産業者については品質管理の実施状況により事業場を区分したリストを整備し、品質管理がより必要な事業場に重点化した対象事業場の選定等、農林水産省の検査計画の策定に資する。また、輸入業者については流通経路の把握に努め、輸入肥料の検査対象事業場の選定等、国内で生産された肥料と同様に効率的な検査計画に資する。 イ 立入検査を効率的に実施するため、立入検査の実施時期を集中して行う。 ウ 立入検査の結果等から次年度の立入検査実施方針の策定に資するために必要な情報を整理し、農林水産省へ提供する。 エ 収去品の検査を効率的に実施するため、立入検査の対象事業場の品質管理実態を踏まえて、有害成分の検査に重点化</p>	<p>2 業務の重点化・効率化 (1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務 ① 肥料関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、次の取組を行った。 ア 肥料立入検査計画の策定に資するため、生産業者については、品質管理の実施状況により事業場を区分したリストを整備し、品質管理がより必要な事業場に重点化した対象事業場の選定及び検査計画（案）の作成を行い、農林水産省に報告した。また、輸入業者については、効率的な検査計画に資するため、立入検査の際収去した輸入肥料等について調査することにより、流通経路の把握に努め、その結果を取りまとめて農林水産省へ報告した。 イ 立入検査は、月ごとに実施時期を集中し効率的に対応した。 ウ 次年度の立入検査実施方針に資するため、立入検査時に品質管理実態等を調査し、輸入肥料の重金属含有量等の調査（83試料、成分点数289点）を行い、その結果を取りまとめて農林水産省に提供した。 エ 収去品の検査を効率的に実施するため、立入検査の対象事業場の品質管理実態を踏まえて、汚泥肥料については公定規格に定められている有害成分の全項目を実施し、その他の肥</p>

<p>行うこと等により、効率的に実施する。</p>	<p>害成分の検査に重点化するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p>	<p>するとともに、その他の成分は必要最小限の項目の検査に留める。</p>	<p>料については公定規格でひ素やカドミウムが定められているものは同項目の分析をすべて実施する等、有害成分の検査に重点化した。(分析成分点数1,316点) また、その他保証成分等については、使用している原料や生産工程等に応じて、品質確認に必要な最小限の項目に検査を留めた。</p>
<p>② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査は、全製造場に対する定期的な実施を基本としつつ、これまでの立入検査の結果等を踏まえ、対象の製造場を重点化する。</p>	<p>② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化する。</p> <p>また、集取品の検査に当たっては、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行い、効率的に実施する。</p>	<p>② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して実施する。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う。</p>	<p>② 農薬関係業務 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査について次の取組を行った。</p> <p>ア 製造場に対する立入検査は、農林水産省と連携し、不適正なラベル表示や製品の包装等に不具合のあった製造場、新規に届出のあった製造場及び前年度に登録された新規の有効成分を含む農薬の製造場等に重点化して80件実施した。</p> <p>イ 集取品の検査については、試料調製と分析機器の管理においてチームを作る等効率化を図り、すべての検査項目について実施できたことから、分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行う必要はなかった。</p>
<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査は、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重點的かつ効率的に実施する。</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の検査結果や国内外における飼料の安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重點的かつ効率的に実施する。</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化する。</p> <p>(ア) 牛海綿状脳症の発生の防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等のため、飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に対する検査</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の検査に重点化した。</p>
		<p>(イ) 「飼料等への有害物質混入防止のた</p>	<p>(イ) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン</p>

		<p>また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて、時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により、効率的に実施する。</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査は、表示が不適切であった製造業者、新規業者等に重点化を図り、効率的に実施する。</p>	<p>また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて、時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により効率的に実施する。</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示により、過去の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化するとともに、検査の時期を集中化する等により、効率的に実施する。</p>	<p>めの対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有害物質混入防止ガイドライン」という。）に基づく基準書や手順書の検査先における整備状況に係る検査</p> <p>イ 飼料安全法及びペットフード安全法に基づく収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、検査内容に応じて時期を集中して収去品等を集め分析を行う。</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化して実施する。このため、立入検査の実施に当たっては、農林水産省と十分連携して行う。 イ 集取品の検査を効率的に実施するため、検査の時期を集中して集取品を集め試験を行う。</p>	<p>ン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有害物質混入ガイドライン」という。）に基づく基準書や手順書の整備状況に係る検査については、チェックリスト等を活用することにより395件行った。</p> <p>イ 収去品又は集取品の検査を効率的に実施するため、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に基づき、検査内容に応じて月ごとに集中して実施した。</p> <p>④ 土壤改良資材関係業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査については、次の取組を行った。 ア 農林水産省と連携し、過去5か年間の立入検査結果を踏まえ、立入検査28件のうち、表示が不適切な製造業者12件及び新規業者3件を対象とする等検査の重点化を行った。</p> <p>イ 集取品の検査を効率的に実施するため、立入検査は、月ごとに時期を集中して実施した。</p>
(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務は、過去のJAS法違反の傾向等を踏まえて監視対象の重点化を図るとともに、	(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務は、過去のJAS法違反の傾向等を踏まえて監視対象を重点化するとともに、食品表示	(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務については、次の取組を行う。	(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務については、業務処理量等に応じた人員配置の変更を行うとともに、次の取組を行った。	(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ア 監視対象品目の重点化及び食品表示の真正性を確認するた	

<p>食品表示の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、特定の時期に計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により、効率的に行う。</p>	<p>の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、農林水産省の指示の下で特定の時期に特定の品目を計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により効率的に行う。</p>	<p>真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）の効率化を図るため、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 過去にJAS法に基づく指示が行われた品目や検査で不適合の割合が高かった品目について重点的に検査を実施する。</p>	<p>めの科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）の効率化を図るため、次の取組を行った。</p> <p>(ア) 過去にJAS法に基づく指示が行われたり、検査で不適合の割合の高かった品目等に重点化し3,240件実施した。</p>
<p>なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応した人員配置の適正化を図る。</p>	<p>なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応して適正な人員配置を行う。</p>	<p>イ 食品表示監視業務の科学的検査について、処理件数等の業務量に大きな変化が生じた場合は、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、人員配置の見直しを行う。</p>	<p>イ 食品表示監視業務の科学的検査について、処理件数等全体の業務量に大きな変化はなかったが、センター等間の人員配置については、検査件数に加えて1件当たりの業務量が通常の検査とDNA分析等高度な検査とでは大きく異なること等も勘案して、本部、仙台センター、神戸センターを各1名減員、横浜センター、名古屋センターを各1名増員、全体で1名減員して配置の適正化を図った。</p>
<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定を行う機関に</p>	<p>② 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査を「ISO/IEC 17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下、「ISO/IEC 17011」という。）に基づいて適切</p>	<p>② 登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ。）の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については次の取組を行った。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新に係る調査並びに定期的調査をISO/IEC 17011に基づき適切に実施するため、次により行った。</p>

<p>を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17011」という。)に適合した調査を的確かつ効率的に行う。</p> <p>また、定期的調査については、過去の不適合の状況を勘案して、調査等の重点化を図る。</p>	<p>対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17011」という。)に基づいて業務を推進し、調査手順書等の基準文書により的確かつ効率的に実施する。</p> <p>また、定期的調査に当たっては、前年度の定期的調査で不適合が見られた登録認定機関について、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査(以下「立会調査」という。)及び当該登録認定機関が認定した事業者(以下「認定事業者」という。)において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査を重点化する。</p>	<p>に実施するため、次により行う。</p> <p>(7) 必要に応じて関係する基準文書の見直しを行うとともに、調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。</p> <p>(4) 定期的調査は、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。</p> <p>イ 定期的調査に当たっては、認定業務が適切に行われているかを確認するための認定業務の現場に立ち会って行う調査(以下「立会調査」という。)及び当該登録認定機関が認定した事業者(以下「認定事業者」という。)において格付業務が適切に行われているかを確認するためのJAS製品の検査の重点化を図るため、平成22年度の定期的調査等で不適合が見られた登録認定機関について、それぞれ通常の件数の1.2倍程度の件数を行う。</p>	<p>(7) 調査手順の改善、調査実態に合わせた手順の修正及び内部監査指摘事項等に対応するため、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」等の改正を行った。また、ISO/IEC 17011に基づく業務執行体制を維持するため、調査員内部研修により調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。</p> <p>(4) 定期的調査に係る事業所調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により認定業務が適切に行われているかを確認するための現場に立ち会って行う調査(以下「立会調査」という。)及びJAS製品の検査(以下「格付品検査」という。)の進捗状況を把握し、計画的に実施した。 定期的調査は、125機関144事業所(うち、登録外国認定機関26機関26事業所)を対象として、立会調査及び格付品検査と連動し1回実施した。</p> <p>イ 平成22年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関(有機農産物等にあっては、認定業務実施方法に係る不適合が認められた登録認定機関)に重点化し、それぞれ通常の件数の1.2倍程度の立会調査(実施件数264件/通常の調査件数213件)及び格付品検査(実施件数435件/通常の検査件数359件)を実施した。</p>
<p>(3) 調査研究業務 レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。</p>	<p>(3) 調査研究業務 レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。</p>	<p>(3) 調査研究業務 レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、調査研究業務については、次の課題に重点化し、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。</p>	<p>(3) 調査研究業務 調査研究46課題を実施し、このうち43課題は重点課題であり全体の93%であった。</p>

<p>① 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題、新たな分析法の確立に関する課題並びに安全の確保に必要な課題。</p>	<p>① 肥料の検査等に関する調査研究 ア 肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題</p>	<p>① 肥料の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。 ア 肥料の分析法にクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する調査研究 (7) 農林水産省が策定するクライテリアアプローチ導入ガイドライン（仮称）の検討に資する科学的データを得るために試験 (イ) 汚泥肥料中の有害金属に関する試験法の性能規準の検討</p>	<p>① 肥料の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は10課題であり、すべて、重点課題であった。 ア 肥料の分析法にクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する調査研究を次のとおり実施した。 (7) 農林水産省が策定するクライテリアアプローチ導入ガイドライン（仮称）の検討に資する科学的データを得るために、以下について、性能規準（真度、定量下限及び検出下限等）及び妥当性の確認（室間再現精度等）の試験を行った。 ・窒素全量試験法（硫酸法）（平成23年度終了） ・りん酸試験法（バナドモリブデン酸アンモニウム法）（平成23年度終了） ・可溶性りん酸試験法（バナドモリブデン酸アンモニウム法）（平成23年度終了） ・加里試験法（原子吸光測光法）（平成23年度終了） ・加里試験法（テトラフェニルホウ酸ナトリウム重量法）（平成23年度終了） (4) 汚泥肥料中の有害重金属に関する試験法の性能規準及び妥当性の確認の調査のため既報告分の試験結果を整理した。 ・ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛試験法（原子吸光測光法及びICP発光分光法）（平成23年度終了） イ 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究を次のとおり実施した。 (7) イオンクロマトグラフ法により硫酸アンモニア中の有害成分（硫青酸化物及びスルファミン酸）の分析法の検討を行った。（平成23年度終了） (4) HPLC法により石灰窒素中のメラミンの分析法の検討を行った。（平成23年度終了） ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究を次のとおり実施した。</p>
<p>イ 肥料の分析法の開発及び改良</p>	<p>イ 肥料の分析法の開発及び改良</p>	<p>(7) 肥料中の有害成分（硫青酸化物）の分析法 (イ) 肥料中のメラミンの分析法</p>	<p>(7) イオンクロマトグラフ法により硫酸アンモニア中の有害成分（硫青酸化物及びスルファミン酸）の分析法の検討を行った。（平成23年度終了） (イ) HPLC法により石灰窒素中のメラミンの分析法の検討を行った。（平成23年度終了）</p>
<p>ウ 肥料の有効性及び安全の確保に必要な課題</p>	<p>ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究</p>	<p>ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究</p>	<p>ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究を次のとおり実施した。</p>

<p>② 農薬の検査等に関する調査研究について、農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）への対応及び農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題。</p>	<p>② 農薬の検査等に関する調査研究 ア 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題</p>	<p>② 農薬の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。 ア 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題 (7) 農薬の河川一次生産者（水生植物）に対する環境影響評価手法の高度化の検討</p>	<p>② 農薬の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。 実施した調査研究課題は次の4課題であり、このうち3課題が重点課題であった。 ア OECDの農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）等の国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題 (7) OECDテストガイドラインNo. 221(ウキクサ生長阻害試験)に関するスクリーニング試験としてミジンコウキクサを使用した生長阻害試験法を開発した。また、当該テストガイドラインの試験条件を参考に水生シダ植物を用いた生長阻害試験の検討を行い、サンショウモ成体を用いた生長阻害試験法を開発した。（平成24年度継続。日本雑草学会第51回大会において発表。SETAC Asia Pacific 2012において発表予定。） イ 農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題 (7) 農薬の後作物に対する残留リスクの予測及び低減技術の開発に資するための基礎的な知見を得るために、農薬の土壤吸着試験を行い、土壤吸着試験における試験溶液の塩濃度やpH等が土壤吸着性に及ぼす影響を調査した。【共同研究】（平成24年度継続。日本農業学会第37回大会で農業環境技術研究所の共同研究者が発表。6th SETAC World Congress / SETAC Europe 22nd Annual Meetingで発表。）</p>
---	--	--	--

<p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の公定分析法の確立などの安全の確保に必要な課題。</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究</p> <p>ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良</p> <p>(7) カビ毒の分析法</p> <p>(4) 残留農薬の分析法</p> <p>イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良</p> <p>(7) カビ毒の分析法</p>	<p>(4) 農耕地からの農薬流出に関する調査研究</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、次の課題を実施する。</p> <p>ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良</p> <p>(7) カビ毒の分析法</p> <p>(4) 残留農薬の分析法</p> <p>イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良</p> <p>(7) カビ毒の分析法</p>	<p>(4) 農薬の後作物に対する残留リスクの予測に資するため、土壤中農薬動態予測モデルで土壤中予測濃度（土壤PEC）を算定する手法の開発を進めた。また平成23年度は、予測モデルのプロトタイプを作成した。〔共同研究〕（平成24年度継続）</p> <p>(4) 重点課題のほか、農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題として、「農業生産現場で生産者自らが使える農薬残留判定技術の開発」に取り組み、簡易な農薬残留判定技術（イムノクロマトグラフィーやELISA法等）の普及に資するため、有機溶媒が不要な水抽出法について検討を行った。（平成23年度終了）</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究課題は11課題であり、このうち重点課題は9課題であった。</p> <p>ア 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良を次のとおり行い、飼料分析基準一部改正案を農林水産省に報告し、分析基準に収載される予定である。</p> <p>(7) カビ毒 ・飼料中のカビ毒の一斉定量法への分析対象化合物の追加の検討（7成分）（平成23年度終了）</p> <p>(4) 残留農薬 ・稻わら中のクロチアニジン等の同時定量法の開発（3成分）（平成23年度終了） ・稻わら中のカルバリル等の同時定量法の開発（9成分）（平成23年度終了）</p> <p>(4) 重点課題のほか次のとおり分析基準に関する試験法の開発を行った。 ・脱脂粉乳中のクロラムフェニコールの定量法の開発（1成分）（平成23年度終了） ・飼料中のサルモネラ主要血清型の迅速同定法の開発（7血清型）〔共同研究〕（平成24年度継続）</p> <p>イ 愛がん動物用飼料等の検査法の開発及び改良として次のとおり行い、理事長通知として検査法に収載する予定である。</p> <p>(7) カビ毒</p>
---	--	--	---

<p>④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、食品表示の科学的検査のため、監視業務への活用が可能な分析技術の開発 ・改良に関する課題。</p>	<p>ウ 抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査</p> <p>エ 飼料等の安全確保に必要な課題</p> <p>④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究</p> <p>ア 生鮮食品の品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良</p>	<p>(イ) 残留農薬の分析法</p> <p>ウ 農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析</p> <p>④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、次の課題を実施する。</p> <p>ア 生鮮食品の品種及び原产地等の判別技術の開発及び改良 生鮮食品（生しいたけ、シジミ等）の原产地の判別技術</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物用飼料（ドライ及びセミドライ製品）中のデオキシンバレノールの定量法の開発（1成分）（平成23年度終了） ・愛玩動物用飼料（ドライ、セミドライ及びウェット製品）中のオクラトキシンAの定量法の開発（1成分）（平成23年度終了） <p>(イ) 残留農薬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物用飼料（ウェット製品）中の有機塩素系農薬の同時定量法の開発（16成分）（平成23年度終了） ・愛玩動物用飼料中の含リンアミノ酸系農薬の同時定量法の開発（3成分）（平成23年度終了） <p>ウ 我が国の畜衛生分野における薬剤耐性モニタリング体制（JVARM）に基づき、農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査として、家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釀法により薬剤感受性試験を行った。【共同研究】（平成24年度継続） なお、調査結果は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、動物衛生課発行）に掲載する予定である。</p> <p>エ その他飼料等の安全確保に必要な課題 放射能簡易測定法としてNaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータを用いてスクリーニングレベルの検討を行った。（平成23年度終了）</p> <p>④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究を次のとおり実施した。実施した調査研究は21課題であり、すべて、重点課題であった。</p> <p>ア 生鮮食品については、次のとおり11課題実施した。</p> <p>(イ) 元素分析による生しいたけの原产地判別法の開発 3元素濃度を変数とした栽培法判別モデルによって、国産原木栽培品、国産及び中国産菌床栽培品の99%が正しく判別され、別の3元素濃度を変数とした産地判別モデルによって、国産菌床栽培品の87%、中国産菌床栽培品の88%が正しく判別された。両判別モデルを利用したマニュアル案を作成した。また、日本食品科学工学会第58回大会で口頭発表した。（平成23年度終了）</p>
--	---	---	--

- (イ) 元素分析によるマツタケの原産国判別法の開発
国産試料と中国産試料の元素濃度を測定し、有意差が認められた11元素を利用し、主成分分析を行った。その結果、国産品、中国産品は群を形成し、線形判別分析等の解析により産地判別は可能と考えられた。(平成24年度継続)
- (カ) DNA分析によるマツタケの原産国判別法のマニュアル化
国産品、中国産品、韓国産品及び北朝鮮産品について、森林総合研究所等で開発されたPCR法を用いて分析を実施し、国産品と中国産品の概ね85%が正しく判別され、マツタケのどの部位でも分析が可能であることを確認した。(平成24年度継続)
- (イ) 原産国判別マニュアルの判定方法の見直し
ゴボウ、カボチャ及びタマネギについて、現行の元素分析による判別マニュアルの解析及び判定基準の見直しを行った。その結果、カボチャのうち、国産、メキシコ産及びタマネギについては、従来法と比較して擬陽性率を引き下げつつ十分な感度を保つことが可能であることを確認した。また、第5回表示・起源分析技術研究懇談会で口頭発表した。(平成24年度継続)
- (オ) ストロンチウム安定同位体比分析によるゴボウ及びショウガ産地判別法の開発【共同研究】
ストロンチウム安定同位体比による産地判別法を検討し、ゴボウ、ショウガとともに国産品と中国産品の判別が可能であることを確認した。また、日本食生活学会第43回大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
- (カ) 安定同位体比分析による豚肉の産地判別法の検討
国産、米国産、カナダ産及びデンマーク産の豚肉について安定同位体比分析で検討したところ酸素安定同位体比を用いた分析において、国産品とカナダ産品が判別できる可能性が示唆された。(平成23年度終了)
- (キ) 元素分析によるシジミの原産地判別法の開発【共同研究】
日本の主要産地とロシア産のシジミを判別する方法を検討した結果、日本の主要産地で98.4%、ロシア産で92.2%が正しく判別され、生育域が汽水域か淡水域かを判別する方法ではそれぞれ100%正しく判別された。マニュアル案と配付用均一試料を作成し、事前運用試験を実施した。また、平成23年度日本水産学会秋季大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
- (ケ) DNA分析によるシジミの原産地判別法の開発【共同研究】

国産とロシア産のシジミを判別するために、DNAの塩基配列を解析した結果、制限酵素Mfe IとAcc Iで切断される地域特異的な塩基配列が見つかった。制限酵素が異なる2種類の分析法を開発し、検討を行った結果、制限酵素Mfe Iを用いた方法で国産99.2%が正しく判別された。(平成24年度継続)

(カ) 塩基配列決定法による種推定の検討
魚介類10種のミトコンドリアDNAのチトクロムb及びCO Iについて現行マニュアルに基づいて解析できるか確認した。また、きのこ類17種の核DNAの18S rRNA～28S rRNA及びRubisCo領域を解析するためのプライマーを用い、分析可能な条件を確認した。また、豆類5種についてRubisCo領域のプライマーによる分析が可能であることを確認した。以上の結果、魚介類、きのこ類及び豆類の解析法について現行のシーケンスマニュアルに追加可能となった。(平成23年度終了)

(コ) 可視・近赤外分光分析法による解凍魚判別法の検討
(独) 水産総合研究センターから技術移転を受けた可視・近赤外分光分析法による解凍・非凍結判別法について再現性、測定条件等を確認した。表示監視業務に活用するためにマニュアル案を作成し、それに基づく事前運用試験を行い、「可視-近赤外分光分析によるサンマの凍結履歴判別マニュアル」を制定した。(平成23年度終了)

(サ) 脂肪酸分析による養殖魚判別法の検討【共同研究】
(独) 水産総合研究センターから技術移転を受けたアユ天然・養殖判別法について、表示監視業務に活用するための検討を行い、確認試験を実施した。その結果、粗脂肪の抽出法を改良することにより活用可能であることを確認し、アユ天然・養殖判別マニュアル案を作成した。(平成24年度継続)

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良
加工食品（小麦加工品、海苔加工品等）の原料の原産地の判別技術

イ 加工食品については、次のとおり9課題実施した。
(ア) 近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討
市販品「乾めん」を棒状試料の状態での近赤外分光法による簡易・迅速測定を検討した結果、市販品「乾めん」のそば粉混合割合を近赤外分光法により推定することが可能であり、簡易・迅速な検査方法のマニュアル案を作成した。(平成23年度終了)

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良
加工食品（小麦加工品、海苔加工品等）の原料の原産地の判別技術

- (イ) 炭素安定同位体比分析を用いた米酢の原材料判別の検討
(事前運用試験)
本判別法について試料の前処理方法の検討を行い試料の欠損を軽減した採取方法を開発し、マニュアル案を作成した。本部、神戸センターの2試験室による事前運用試験を実施し、その結果、マニュアル案が使用可能であることを確認した。(平成23年度終了)
- (ウ) 輸入小麦を使用した小麦加工品の判別対象の拡大
うどん類及びパン類について、DNA分析を用いた外国産小麦の使用の有無を判定する基準値の設定を検討し、事前運用試験を実施した。その結果、分析機器間の差等の分析条件により蛍光強度値がばらつくため、一律的な判定基準の設定は適当ではないことが判明し、判定基準の設定から市販品分析まで同一の条件下で実施する手法により、市販品検査に活用した。また、日本食生活学会第43回大会で口頭発表した。(平成24年度継続)
- (エ) イソマルトース分析による果実飲料の異性化液糖の検出の検討（事前運用試験）
当初は、本判別法のマニュアル化と事前運用試験を行う予定であったが、対象果実種の選定の結果、現行マニュアルと比較して、増える品目が「洋なし」のみであった等の理由からマニュアルではなく手順書の作成とし、事前運用試験は中止した。(平成23年度終了)
- (オ) 元素分析及び安定同位体比分析によるはちみつの原産国判別の検討〔共同研究〕
はちみつの原産国判別について元素分析及び安定同位体比分析により検討を行った結果、アカシヤはちみつについて、本年度測定した元素の濃度及び安定同位体比では十分な判別能力で国産と外国産を判別することができなかった。(平成24年度継続)
- (カ) 安定同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の検討〔共同研究〕
国産、中国産及び台湾産のウナギ加工品の炭素、窒素及び酸素安定同位体比の分析データから、国産と中国産を判別するモデルを構築したところ、国産96%、中国産88%が正しく判別された。また、日本食品科学工学会第58回大会において口頭発表した。(平成24年度継続)
- (キ) 元素分析及びストロンチウム同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の開発〔共同研究〕

				<p>肉間骨の採取量を増やすように採取方法を改良し、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を検討した結果、元素分析による国産与中国産のウナギ加工品の原料原産地については国産99%、中国産94%が正しく判別されたが元素分析とストロンチウム安定同位体比分析の組み合わせによる判別については判別精度の向上は認められなかった。(平成23年度終了)</p> <p>(f) DNAanalysisによるコンブ属の種判別法の検討</p> <p>コンブ各種の塩基配列情報から、断片化されたDNAでも分析可能なプライマーを設計し分析条件の再検討を行った。さらに、プライマーの改変を行い、再検討した分析法を迅速に実施できるようになつたが、「こんぶ巻」等の加工度の高い加工品の分析は困難であった。素干しこんぶを対象とした分析法についてはマニュアル案として取りまとめた。(平成24年度継続)</p> <p>(g) DNAanalysisによる海苔の原産国判別法のマニュアル化 〔共同研究〕</p> <p>(独) 水産総合研究センターから技術移転を受けた判別法について表示監視業務に活用できるよう検討を行い、制限酵素をMsp I からFspB Iへ変更した方法で分析を行った結果、国産は100%正しく判別された。(平成24年度継続)</p> <p>(h) 遺伝子組換え食品についての課題実施した。</p> <p>(7) 農産物加工品からの遺伝子組換え体の定性分析技術の検討 〔共同研究〕</p> <p>リアルタイムPCR装置を用いた定性分析法の加工食品への適用性について検討した。その結果、トウモロコシ加工品、ダイズ加工品及びバレイショ加工品等についてリアルタイムPCR装置による定性分析法を適用していくことが可能であることが示唆された。(平成23年度終了)</p>
(4) 情報提供業務 相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対	ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良	ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良 リアルタイムPCR装置による新たな定性分析法の遺伝子組換え農産物を主な原材料とする加工食品への適用の検討	(4) 情報提供業務 相談業務の縮減及びセンターが主催する講習会の重点化のため、次の取組を行う。 ① 相談窓口業務は、農業生産資材及び食品等に関する企業等からの技術的な相談に対して、センターの専門的・技術的知見を活用して的確に対応する。	(4) 情報提供業務 ① 相談窓口業務においては、企業等からの肥料、飼料、農薬、食品表示等に関する相談17,137件に対応した。 ・肥 料 5,820件 ・農 薬 119件
(4) 情報提供業務 相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対	ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良	ウ 遺伝子組換えに関する表示対象食品等の遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良 リアルタイムPCR装置による新たな定性分析法の遺伝子組換え農産物を主な原材料とする加工食品への適用の検討	(4) 情報提供業務 相談業務の縮減及びセンターが主催する講習会の重点化のため、次の取組を行う。 ① 相談窓口業務は、農業生産資材及び食品等に関する企業等からの技術的な相談に対して、センターの専門的・技術的知見を活用して的確に対応する。	(4) 情報提供業務 ① 相談窓口業務においては、企業等からの肥料、飼料、農薬、食品表示等に関する相談17,137件に対応した。 ・肥 料 5,820件 ・農 薬 119件

			<ul style="list-style-type: none"> ・飼料及び飼料添加物 1,075件 ・愛玩動物用飼料 201件 ・土壤改良資材 254件 ・食 品 9,668件 計 17,137件
応する。	ービスの一環として対応する。	<p>② 消費者相談専用電話を廃止する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環としてこれまでどおり適切に対応する。</p> <p>③ センターが主催する講習会は、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、重点化する。</p> <p>④ 相談業務の人員の縮減については、他部門への異動等により適切に対応する。</p>	<p>② 東日本大震災の発生に伴う相談の増加に対応するため、年度当初に廃止することとしていた消費者相談専用電話の利用を6月末まで延長した。また、消費者からの相談については、食品表示110番及び事業者用の相談電話を通じ720件（うち震災関係の相談139件）に対応した。</p> <p>③ センターが主催する講習会については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し31回開催した。</p> <p>④ 消費者相談業務等の情報提供業務に従事している職員について、他の部門への異動等により10名削減した。</p>
また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、重点化を図る。	また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、重点化する。 なお、相談業務の縮減に係る人員については、他部門への異動等により適切に対応する。	<p>(5) 関係機関との連携 センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。</p> <p>なお、国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分</p>	<p>(5) 関係機関との連携 センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。</p> <p>(5) 関係機関との連携 ① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行う。 ア 表示監視業務において、各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に参加する。 イ 表示監視業務において、都道府県が行う食品表示の科学的検査又は調査への協力要請又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。</p> <p>② 国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目に</p>
(5) 関係機関との連携 センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。	(5) 関係機関との連携 センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。	<p>(5) 関係機関との連携 ① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に、各1回以上、計97回参画した。</p> <p>イ 都道府県の表示監視部門及び警察からの協力要請に応じて科学的検査を124件実施した。また、都道府県からの要請により、20件（24事業所）の立入検査等に協力するとともに、調査で入手した33件の製品等について科学的検査を行った。</p> <p>② (独)国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づき、当センターが分析対応する必要がある事案はなかった。なお、国センとの協定（平成20年3月3日締結）に基づき当センターの主催する研修会の</p>	

<p>のみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>ついてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>講師として国セン職員の招へい（1回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用、消費者事故情報の国センへの提供等の連携を図った。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p> <p>① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集した対応体制を整備する。</p> <p>具体的な要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を機動的かつ迅速に実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p> <p>① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる体制を維持する。</p> <p>イ 緊急の要請があった場合には、必要に応じてプロジェクトチームを設置する等により、他の業務に優先して、調査、分析又は検査等の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応</p> <p>① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベース化した。</p> <p>イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。</p> <p>(ア) 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、平成22年度末にプロジェクトチームを設置し、飼料作物の放射能汚染の状況に関する緊急モニタリング調査、牛ふんたい肥や土壤改良資材の調査、飼料工場におけるモニタリング等、飼料等については1,099件、たい肥等については5,752件の測定を行った。放射能測定に際しては、使い捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋等の着</p>	

			<p>用を義務づけるとともに、作業の前後でGMサーベイメータ一を使用し、職員の被爆線量の測定等を行う等職員の安全と健康管理に留意した。</p> <p>(イ) 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県と連携しつつ、エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析結果（8件、24点）を都道府県及び農林水産省に23業務日以内に報告した。</p> <p>ウ リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」、同規程に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」について見直し、組織改編に伴う連絡体制等の変更を行った。また、同マニュアルに基づき、食中毒及び環境汚染等の食品事故、組換えDNAの検出等に伴う風評被害の発生及び表示の虚偽等特定の事項に係る消費者相談の急増等、想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員（56名）及びその際に用いる分析機器（GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等）の登録・更新を行った。</p> <p>② ISO/IEC 17025試験所認定について、現在取得している「大豆及び大豆加工品の遺伝子組換えDNAの定性分析試験」に加え、食品中の有害物質の調査分析を対象としたISO/IEC 17025試験所認定取得に向け、センター本部の微量物質検査課を技術管理部門として、同課が行う分析業務について「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17025」という。）に基づく品質保証体制の構築に向け、対象とする分析項目及び品質マニュアル等の検討を行う。</p>
(2) 情報提供業務の的確な実施	(2) 情報提供業務の的確な実施	(2) 情報提供業務の的確な実施	(2) 情報提供業務の的確な実施

<p>① 事業者等からの相談や講習等の依頼に対して、適切かつ積極的に対応する。</p>	<p>① 事業者等からの相談や依頼による講習等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、センターが検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して適切な情報を提供する。</p> <p>また、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、農業生産資材、食品の成分、原材料等の品質及び表示に関する正しい理解を促進する観点から、検査等業務により得られた情報をわかりやすく提供する。</p>	<p>① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。</p> <p>イ 事業者等からの依頼による講習等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。</p> <p>ウ ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物及び農薬の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を迅速に提供する。</p>	<p>① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。</p> <p>ア 受け付けた相談を整理し、重要な事例8件を「企業相談事例集」に追加掲載し、相談対応マニュアルの改善を行った。</p> <p>イ 顧客満足度が高かった講習会で使用したテキストのデータベース化を12件、更新を4件行った。(データベース化されたテキスト等57件)</p> <p>ウ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等をホームページに掲載した。 (更新回数 244回、アクセス回数 671,756回)</p> <p>[ホームページの主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等） ・食に関わる情報（Q&A、相談事例、個別リスク情報、国際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等） ・食品等検査関係情報（調査研究報告、分析マニュアル、事業者の取組等） ・国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）コラボレーション・センターとしての活動（輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果及び概要（英語版）、分析法（英語版）、ハザードカード（英語版）の掲載、飼料研究報告の掲載情報（要旨の英訳版）等） ・肥飼料検査関係情報（各種申請手続き、検査結果の公表等） ・農薬検査関係情報（登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請関係、GLP適合確認申請等） ・センター情報（行事情報、刊行物等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） <p>エ メールマガジンを毎月3回以上、合計49回（延べ配信数292,075通）配信した。</p>
---	---	---	---

	<p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催及び講師の派遣を行う。</p> <p>このうち、飼料製造管理者認定講習会を2年に1回以上開催するとともに、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。）及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。）を活用して、事業者等に対する指導を行う。</p>	<p>に関する情報を事業者等に対して迅速に提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。</p> <p>オ 広報誌を3回以上発行する。</p> <p>カ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回程度開催する。</p> <p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催又は講師の派遣を行う。</p> <p>このうち、飼料製造管理者認定講習会を2年に1回以上開催するとともに、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。）及び「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。）を活用して、事業者等に対する指導を行う。</p>	<p>[メールマガジンの主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・行事情報 <p>オ 広報誌「新・大きな目小さな目」を3回（毎回5,900部）発行し、地方公共団体等に配布した。</p> <p>[広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料、農薬、飼料、食品等に関する情報 ・表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス <p>カ 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を毎月1回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、必要な見直しを行った。</p> <p>② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者を対象に食品に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回（参加者383名）開催した。</p> <p>イ 地方公共団体や事業者等から依頼を受けて行う講習会に135回（参加者7,098名）役職員を講師として派遣とともに事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を72回派遣した。</p> <p>ウ 都道府県の職員を対象として、肥料分析技術講習会を2回（参加者6名）開催した。</p> <p>エ 立入検査において改善指導等を受けた事業者を対象として、肥料品質改善講習会を1回（参加者16名）開催した。</p> <p>オ 飼料製造業者を対象として、飼料製造管理者資格取得講習会を1回（参加者88名）を開催した。</p> <p>カ 飼料製造業者等を対象として、有害物質混入防止ガイドライン及び</p>
--	---	--	---

	<p>産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を開催する。</p> <p>キ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p>	<p>「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に係る研修を併せて6回以上開催する。</p> <p>キ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を12回(参加者903名)開催した。</p>
<p>③ サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図り、アンケート調査等により顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上を確保する。</p>	<p>③ 事業者等からの依頼による講習、センターが主催する講習会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。なお、顧客満足度が3.5未満であった場合には、その原因を究明し改善処置を講じる。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>③ 事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣、センターが主催する講習会や研修会、ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るために、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法(講習会等で使用したテキスト等を含む。)についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>なお、個別には3.5を下回った案件が1件あったことからアンケート調査で把握した意見や要望をもとに原因究明を行い事前準備の徹底等の改善措置を講じた。</p>
<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>① 検査等業務の実施に当たっては、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理を推進し、必要な記録の励行と確認、分析の精度管理の徹底、技能試験の実施等により、検査・分</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行う。また、センターとして統一された考え方による品質保証体制を構築するための方策を検討する。</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>① 検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。また、センターとして統一された考え方による品質保証体制を構築するため、分析試験等を実施している各部署における検査・分析の実施状況を把握とともに、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項を審議する委員会の設置等、品質保証体制の構築に向けた基本的な方</p>

析に係る信頼性を確保する。	<p>く業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築する。</p>	<p>ア 肥料の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025の考え方方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行う。なお、担当部長をトップマネジメントとし、その管理状況を検証する。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p> <p>イ 農薬の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行う。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p> <p>ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) GLPの考え方方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施する。</p> <p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p> <p>エ 食品等の検査・分析については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025の考え方方に従い、作業手順書等の基準文書に基づく必要な記録の励行と確認、個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理の実施及び外部技能試験への参加等により、業務管理及び技術管理を行う。</p>	<p>針について検討を行った。</p> <p>ア 肥料の検査・分析については次の取組を行った。</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025の考え方方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験品質システムマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <p>(イ) 基準文書のうち内部監査手順書、外部精度管理手順書の見直しを行い、改正を行った。</p> <p>イ 農薬の検査・分析については、次の取組を行った。</p> <p>(ア) 集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <p>(イ) 基準文書を見直しをする必要がなかった。</p> <p>ウ 飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析については、次の取組を行った。</p> <p>(ア) GLPの考え方方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。</p> <p>(イ) 飼料等試験業務の信頼性確保に関する規程の改正に伴い、基準文書である信頼性保証プログラム、試験責任者の業務等7本の標準操作手順書の改正を行った。</p> <p>エ 食品等の検査・分析については、次の取組を行った。</p> <p>(ア) ISO/IEC 17025の考え方方に従い、基準文書に基づく分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認の実施を改めて関係部署に周知し、さらなる業務管理を図った。内部精度管理は、各部署において個別の分析業務の目的等に応じて行っているところであるが、内部精度管理指針を改正し関係部署に周知することでさらなる技術管理を図</p>
---------------	---	--	--

<p>② 検査等業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査や、農薬登録検査への海外資料の直接活用、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>(イ) 基準文書を、必要に応じて見直す。</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行う。</p> <p>ア 職員の技術的水準の向上を計画的に推進するため、研修企画委員会を設置し、職員技術研修中期計画を策定して計画的に研修を行うとともに、必要に応じて当該計画の見直しを行う。</p> <p>イ 職員の技術力の向上を図るため、先進的な分析技術、高度な分析機器の操作等に関する研修を行う。</p> <p>ウ 分析の精度管理に関する技術力向上のため、ISO/IEC 17025に関する研修等を受講させる。</p> <p>エ ISO/IEC 17011に基づく登録認定機関の調査を適切に遂行するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修を実施するとともに、ISO9000品質マネジメントシステム審査員研修コースを受講させる。</p> <p>オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るための研修等を実施する。</p>	<p>るとともに、外部機関が主催する技能試験（11回）に検査分析に携わる職員（延べ60名）を参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果を得られなかつた一部の試験所については原因究明を行い、是正処置を実施した。</p> <p>(イ) 分析試験業務に関する基準文書（食品等に関する分析試験業務管理規程及びこれに基づく管理マニュアル・管理指針）を見直し必要な改正を行った。</p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、次の取組を行った。</p> <p>ア 策定した職員技術研修中期計画に基づき、検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を向上させるための研修を次のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析研修 42回（162名） ・業務研修 40回（317名） <p>また、研修企画委員会を開催し、職員技術研修中期計画において資格取得研修のうち実施する必要がなくなった内部監査員研修を削除するための改正を行った。</p> <p>イ 遺伝子組換え食品の検査技術等の先進的な分析技術に関する研修を2回（4名）、LC/MS等の高度な分析機器の操作等に関する研修を28回（53名）行った。</p> <p>ウ 外部機関が主催するISO/IEC 17025内部監査員研修に5名の職員を受講させ、計45名の有資格者を確保した。</p> <p>エ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を、新たに対象となった職員及び前回の受講から2年を過ぎた職員等を対象に計2回（20名）実施し、登録認定機関に対する技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査を補佐する職員として対象となった職員等に対し調査員補内部研修を4回（8名）実施し、調査技術の維持・向上を図った。</p> <p>また、ISO9000審査員研修コースに4名の職員を受講させ、計60名の有資格者を確保した。</p> <p>オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るため、学術論文読解英語研修を1回（27名）実施した。</p>
---	---	---	---

<p>(4) 調査研究業務の充実 検査分析手法の改良・開発等に関する調査研究は、センターが検査等業務を効率的かつ効果的に推進するための技術的な基盤となるものである。このため、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行い、調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等により充実を図る。また、調査研究の成果については、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等を実施するとともに、検査等業務に迅速に活用する。</p>	<p>(4) 調査研究業務の充実 調査研究業務の充実を図るために、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行い、調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等を行う。</p> <p>また、調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等により公表するとともに、検査分析手法のマニュアル化等を行う。</p>	<p>(4) 調査研究業務の充実 調査研究業務の充実を図るために、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、関係規程に基づき外部の有識者を含めた委員会を開催する。 ② 調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関等との共同試験等を行う。 ③ 調査研究の成果を積極的に公表するため、公開発表会を1回以上開催するとともに、調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布する。 ④ 調査研究の成果を検査等業務に迅速に活用するため、関係学会誌への論文投稿等を行うとともに、農林水産省関係部局への報告、検査・分析マニュアルの作成等を行う。 	<p>(4) 調査研究業務の充実 調査研究業務の充実を図るために、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 肥料、農薬、飼料及び食品の各分野において、それぞれ外部の有識者を含めた委員会を開催し、平成23年度の調査研究結果の評価及び平成24年度の調査研究課題の選定等を行った。 ② (独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所に職員2名を駐在させるとともに、大学及び試験研究機関等との共同研究を13課題実施する等の技術交流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図った。 ③ 研究成果について公開調査研究発表会を開催した。 なお、調査研究発表会は肥料、農薬、飼料及び食品の各分野合同で行い、「元素分析によるサトイモの原産国判別法の開発」、「超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置による乾しいたけの原産国判別法の開発」、「土壤を経由した後作物への農薬の付着・吸収に関する調査」及び「飼料中の動物由来DNA検出法におけるRFLPを用いた確認試験法の開発」等9課題について発表した。(外部からの参加者29名) また、調査研究報告書を各分野ごとに作成し、関係機関へ配布した。 ④ 調査研究の成果を検査等に迅速に活用するため、関係学会誌へ論文を7報投稿するとともに、農林水産省関係部局への報告、検査・分析マニュアルの作成等を行った。
<p>(5) 情報セキュリティ対策の推進 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センタ</p>	<p>(5) 情報セキュリティ対策の推進 ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センタ</p>	<p>(5) 情報セキュリティ対策の推進 ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行った。</p>	<p>(5) 情報セキュリティ対策の推進 ① 「第2次情報セキュリティ基本計画」に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、次の取組を行った。</p>

<p>センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じる。</p> <p>また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備する。</p>	<p>一のIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じるため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)の下でセンターにおける情報セキュリティガバナンスの体制を維持するとともに、情報セキュリティに関する計画の策定、当該計画に基づく実績の評価と改善等を行う。</p> <p>また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について定期的な確認等を行う。</p> <p>② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。</p>	<p>じるため、次の取組を行う。</p> <p>ア 情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指導の下で情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検討し、必要な改善を行う。</p> <p>イ センターのIT事情に応じた情報セキュリティに関する計画を策定するため、セキュリティ管理に関する調査を実施する。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との実効性のある連絡体制を整備するため、連絡担当者、連絡方法等について確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。</p> <p>② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るために、教育訓練計画を作成し、当該計画に基づき教育訓練を実施する。</p>	<p>ア 情報統括責任者(CIO)及び最高情報セキュリティ責任者(CISO)の指導の下、業務・システム最適化推進委員会を開催し、各種情報システムの取組状況、情報セキュリティの取組状況等について報告を行った。また、府舎外で使用するパソコンの管理ルールを策定するとともに、センターのメールアドレスを詐称したメールの送信を防止するための設定を行った。</p> <p>イ 平成23年度の情報セキュリティに関する計画に基づいてパソコン等のセキュリティ対策を計画的に進めるため、ネットワークに接続されているすべての機器の把握とソフト等の内容の調査を実施し、その結果を業務・システム最適化推進委員会に諮り、平成24年度の情報セキュリティに関する計画に反映させた。</p> <p>ウ 実効性のある連絡体制とするため従前のセンター情報セキュリティ緊急連絡体制を平日勤務時間内と休日・夜間に分けて整備し、各地域センターに周知するとともに農林水産省へ報告した。</p> <p>② 情報セキュリティに関する役職員の意識の向上を図るために、作成した教育訓練計画に基づき新規採用者、情報セキュリティ担当者・連絡調整員及び役職員に対する教育訓練を実施した。</p>
<p>2 生産段階における安全の確保等に関する業務</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>① 肥料の登録等申請に係る調査は、その申請に係る調査の質を向上させつつ実施し、その結果を申請受付から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>2 生産段階における安全の確保等に関する業務</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>① 肥料の登録等申請に係る調査は、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録調査手引書の利用により質の向上を図る。</p>	<p>2 生産段階における安全の確保等に関する業務</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>① 肥料の登録等申請に係る調査については、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録申請業者に対してホームページに掲載した登録申請の手引の活用を促進するとともに、公定規格（肥料の種類）の解説の作成等により利便性を向上させ、また、これらについて最新情報となるように見直し、改訂を行う。</p>	<p>2 生産段階における安全の確保等に関する業務</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>① 登録申請に係る調査については、1,163件実施し、すべて20業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア 登録申請業者からの相談に対しホームページに掲載している登録申請の手引きを利用して説明を行うなど、手引きの活用の促進を図った。また、ホームページに公定規格（肥料の種類）の解説を掲載し、利用者への利便性の向上を図った。さらに、ホームページについては、最新情報となるよう、随時改訂を行った。</p>

		<p>イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用し、安全に係る項目の迅速な調査を行う。</p>	<p>イ 登録調査に当たっては、登録調査手引書を活用とともに、隨時見直しを実施し、登録相談時から植害試験調査書の記載方法を具体的に説明する等により安全に係る項目についての迅速な調査を実施した。</p>
② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、原則として1年内に肥効試験の結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、計画的な肥効試験を実施し原則として1年内に試験結果を取りまとめて、農林水産大臣に報告する。	<p>② 仮登録肥料に係る肥効試験については、原則として1年内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 施肥設計、土壤条件等を考慮した計画的な試験を実施する。</p> <p>イ 外部の有識者を含めた肥料評価検討会を開催し、その評価結果を踏まえて試験結果を取りまとめる。</p>	<p>② 平成22年度に仮登録された1件の肥効試験について、次の取組を実施し、1年内に試験結果を農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア 仮登録肥料について、C/N比等が同等の普通肥料を対照として、2種類の土壤を用いたポット試験を行った。</p> <p>イ 外部の有識者5名を含めた肥料評価検討会を書面で開催し、評価結果を踏まえて試験結果を取りまとめ農林水産大臣に報告した。なお、本件については農林水産省よりデータ追加の要請があったため、平成24年度も継続して実施することとなった。</p>
③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	<p>③ 肥料取締法に基づく立入検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、立入検査実施方針に基づき、立入検査の結果は適正に評価を行い、評価結果は速やかに検査事業場に通知するとともに、品質管理等に改善を要する事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。</p> <p>イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、肥料の安全を確保するため有害成分を優先的に分析するとともに、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>③ 肥料取締法に基づく立入検査については、404件を実施し、すべて36業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、平成23年度肥料立入検査実施方針に基づき、各検査事業場の品質管理について評価シートを利用した評価を行い、評価結果を速やかに各検査事業場に通知した。また、評価結果において、品質管理に改善を要する事項が認められた事業場（26件）、その他肥料取締法の遵守事項に不備が認められた事業場（9件）に対して、技術的助言を行った。</p> <p>イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、平成23年度肥料立入検査実施方針に基づき、業務の進行管理を適切に行った。収去品365件の分析・鑑定に当たっては、すべて①人畜に有害な成分（ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛）、②その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、③その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行った。</p>
④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製	<p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があつた</p>	<p>④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料に対して、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があつた製造事業場（3事業場）すべてについて、製造基準適合確</p>

	<p>について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>たものについては、適切に検査及び報告を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。</p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>認検査を実施し、検査結果の概要に適否を付して農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（44事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。</p>
(5) 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。				
ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導を実施する。	(5) 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。			
	ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」について、普及・指導するため、次に掲げる事項を実施する。			
	(7) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」についての講習会の開催、立入検査時等における内容の説明等	(5) 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。		
	(4) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の実施状況等を調査し改良点等の抽出	ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を行う。		
		(7) 汚泥肥料生産業者に対する講習会を各地域センター毎に実施するとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査時における品質管理等の普及・指導を行う。		
		(4) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理の実施状況等を立入検査や生産業者に対する講習会等を通じて調査し、手引書の改良点等の抽出を行う。		
			(7) 汚泥肥料生産業者に対して「肥料品質管理実務者講習会」を各地域センター毎に実施（参加者151名）するとともに、汚泥肥料生産事業場への立入検査（277件）時に、品質管理等の普及・指導を行った。	
			(4) 生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理状況について、汚泥肥料生産事業場への立入検査時に調査するとともに、「肥料品質管理実務者講習会」でアンケート調査を行い、手引書の改良点の抽出を行った。	
			また、農林水産省の要請により、平成22年度汚泥肥料の試料分析委託事業（農林水産省委託事業）の成果から、ひ素、水銀、ニッケル、クロム及び鉛についての手引書における自主管理基準値を解析し、提示した。	
イ 公定規格の改正に資するため、未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等を行う。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理を行い、農林水産省に報告した。	
	(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報		(7) 未利用資源の肥料利用に関する情報として、i 生産業者	

	する情報	(イ) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報	(イ) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報	等からの照会及び回答、ii 肥料の公定規格改正の要望及び対処案を取りまとめ報告した。 (イ) 事業場における品質管理向上を目的としたガイドラインの作成に資するため、肥料生産に関する情報として、汚泥肥料以外の肥料生産事業場における品質管理を評価するシートを作成し、試行を行った結果を取りまとめ報告した。
(2) 農薬関係業務 ① 農薬の登録検査	(2) 農薬関係業務 ① 農薬の登録検査	<p>ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内 ・上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内 <p>ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。</p> <p>(ア) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内</p> <p>(イ) 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p>	<p>(2) 農薬関係業務 ① 農薬の登録検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農薬の登録申請に係る検査については、以下期間内に農薬登録検査等を実施し、農林水産大臣に結果を報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。</p> <p>(ア) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内</p> <p>(イ) 上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内</p>	<p>(2) 農薬関係業務 ① 農薬の登録検査については、次の取組を行った。</p> <p>ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3ヶ月毎に検査進行状況の定期点検を行った。</p> <p>平成23年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,635件の検査指示があった。</p> <p>このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は594件であった。平成23年度内に農林水産大臣に報告した133件はすべて目標期間である1年4か月以内に報告した。</p> <p>また、基準の設定が不要な農薬の検査指示は2,041件であった。平成23年度内に報告した1,358件はすべて目標期間である10.5か月以内に報告した。</p>

表1 平成23年度における目標期間の達成状況

	指示件数 (注1)	検査報告件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 (注2)	目標期間
基準必要	594	133	133	100%	16か月
基準不要	2,041	1,358	1,358	100%	10.5か月

注1) 平成23年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。

			<p>注2) 対検査完了件数比。</p>
<p>イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。</p> <p>② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、集取品の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p> <p>③ 農薬の登録検査に附帯する業務</p> <p>ア 優良試験所規範(GLP)制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。</p> <p>イ センターに蓄積された技術的知見を国際会議等の場に反映させるとともに、得られた</p>	<p>イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。</p> <p>② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p> <p>③ 農薬の登録検査に附帯する業務</p> <p>ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。</p> <p>イ OECDによる新たなテストガイドラインの策定やGLP制度の見直し、コーデックス委員会によ</p>	<p>イ 農薬の検査結果に係る報告書を順次公表する。</p> <p>② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を、以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。</p> <p>③ 農薬の登録検査に附帯する業務</p> <p>ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、本年度に開催が予定されている国際会議において我が国の意見が反映され</p>	<p>イ 農薬の検査結果に係る報告書の公表については、農林水産省との協議により当初はセンターが単独で作成し公表することとなっていたことから、年度内の公表に向けて、農林水産省とスケジュールを確認しながら作業を進めて報告書を作成した。しかし、報告書の完成後に農林水産省による方針の変更により、作成・公表主体を農林水産省とセンターとの共同で行うこととなり、公表の予定は平成24年度とされた。</p> <p>② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い80製造場に対して適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行つた。</p> <p>ア 80製造場に対する立入検査の結果については、すべての検査で目標期間である立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。 なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は平成24年度に行う予定である。</p> <p>③ 農薬の登録検査に附帯する業務</p> <p>ア GLP制度に基づく適合試験機関の査察は23件であった。 査察の結果について、年度内に目標期間である査察終了後30業務日以内に報告した件数は21件であった。 なお、残り2件については年度末に近い査察であったため、報告は平成24年度に行う予定である。</p> <p>イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行った。</p>

	<p>結論を我が国の登録検査等に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下で的確かつ迅速に実施する。</p>	<p>る残留農薬に関する国際規格の設定等の国際会議において、技術的知見に基づき我が国の意見が反映されるように支援するとともに、国際会議の結果を我が国の農薬登録検査に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下で的確かつ迅速に実施する。</p>	<p>るよう、次の取組を行う。</p> <p>(7) OECD GLP作業部会については、職員を出席させ、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。</p> <p>(4) OECD農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行う。</p> <p>なお、国際会議の結果を受け、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行う。</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行う。</p> <p>ア 農林水産省の実施計画に基づき、農産物中の残留農薬の分析を実施するとともに、その結果を農林水産省へ迅速に報告する。</p> <p>イ 農産物の収穫時期、分析対象農薬がそれぞれ異なる中で調査分析業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて、分析を行う地域センター等間で調査試料の集約化、平準化等を行う。</p>	<p>(7) OECD GLP作業部会については、専門家として登録した職員1名を第25回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。</p> <p>(4) 農林水産省の依頼により、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）から提示された「JMPRで評価される農薬」の使用方法等に関する情報について、我が国の登録内容に基づき取りまとめて報告する等技術的知見に基づき支援を行った。</p> <p>なお、国際会議の結果については、農林水産省で開催された報告会を踏まえ、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行った。</p> <p>さらに、農林水産省の要請を受け、OECD農薬作業部会リスク削減ステアリング会合及びIPMワークショップに職員1名が出席し、プレゼンテーションを行った。</p> <p>④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行った。</p> <p>ア 農林水産省の実施計画に基づき、以下の農産物について残留農薬の分析を行い、分析結果は農林水産省へ迅速に報告した。</p> <table border="0"> <tr> <td>野菜・果実</td> <td>1,039件</td> </tr> <tr> <td>米穀</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>麦類</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>50件</td> </tr> </table> <p>イ 月別の業務量を平準化し、業務の効率化を図るため、分析要員の教育訓練及び分析の効率化のための試験を実施するとともに、技能試験等の実施時期を可能な限り調整した。</p>	野菜・果実	1,039件	米穀	51件	麦類	50件	大豆	50件
野菜・果実	1,039件											
米穀	51件											
麦類	50件											
大豆	50件											
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必									

<p>必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p>	<p>要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p>	<p>の取組を行う。</p>											
<p>ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性について、調査を適切に実施する。</p>	<p>ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。</p>	<p>ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を、農林水産省の要請に応じて適切に実施する。</p>	<p>ア 農林水産省の依頼により、穀類における放射性セシウム濃度の算出のための加工係数設定の根拠とするため、小麦・ふすま・玄米・米ぬか等179件について放射性セシウムの測定を実施した。</p>										
<p>イ 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査を実施し、その結果を事業年度ごとによりまとめて公表する。</p>	<p>イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するものの他、飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査は、過去の検査結果や国内外における飼料の安全性に関する動向等を踏まえ、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、モニタリング検査の延べサンプル数を年度計画に定めて実施する。</p>	<p>イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」(平成22年12月22日公表)に基づく年次計画(以下「サーベイランス・モニタリング計画」という。)により実施するもの並びに飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定を延べサンプル点数として1580点実施する。</p>	<p>イ 飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定のモニタリング検査については、次のとおり実施した。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査</td> <td>228点</td> </tr> <tr> <td>・有害物質の基準適合検査</td> <td>1, 925点</td> </tr> <tr> <td>・病原微生物の基準・規格適合検査</td> <td>267点</td> </tr> <tr> <td>・肉骨粉等の分析・鑑定</td> <td>451点</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2, 871点</td> </tr> </tbody> </table>	・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	228点	・有害物質の基準適合検査	1, 925点	・病原微生物の基準・規格適合検査	267点	・肉骨粉等の分析・鑑定	451点	計	2, 871点
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	228点												
・有害物質の基準適合検査	1, 925点												
・病原微生物の基準・規格適合検査	267点												
・肉骨粉等の分析・鑑定	451点												
計	2, 871点												
<p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に処理する。</p>	<p>モニタリング検査の結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表する。</p>	<p>モニタリング検査の結果を事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。</p>	<p>モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。</p>										
<p>また、検定業務の適切な実</p>	<p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。</p>	<p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p>② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料添加物について、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を行い、申請216件（うち不合格1件を含む）について受理した日から20業務日以内にすべて処理を行った。</p> <p>なお、飼料に係る申請はなかった。</p> <p>また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資する</p>										

	<p>施に資するため、登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を実施する。</p>	<p>定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的指導を行う。</p>	<p>適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要に応じて検査技術・検定精度の管理等について技術的指導を行う。</p> <p>ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査を1回実施するほか、必要に応じて調査を実施する。</p> <p>イ 登録検定機関を対象とした共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認する。</p>
<p>(3) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、製造・品質管理の高度化に関する調査、指導等を実施する。</p> <p>また、特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等の検査については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了する。</p> <p>さらに、依頼に応じて輸出する飼料等の製造・品質管理に関する検査等を実施する。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する調査、指導等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p> <p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報</p>	<p>適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。</p> <p>ア 検定実績のある登録検定機関6機関（12事業所）に対する調査を各事業所1回実施した。</p> <p>イ 登録検定機関7機関（13事業所）を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。そのうち、3機関（3事業所）に対して技術的指導を実施した。</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。</p> <p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等について、有害物質又は病原微生物に係る検査2,192件、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入防止に係る検査451件及び抗菌性物質に関する基準・規格に係る検査228件を行い、管理の高度化に係る技術的指導を行った。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例は認められなかった。</p>	<p>さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して6回発信した。その他、平成23年6月に中国産コーングルテンミールからデオキシニバレノール及びゼアラレノンが高濃度で検出されたことが判明したことから、即日に情報発信する等、農林水産省の指示の下、関連業者に緊急の情報発信を2回行った。</p>

		<p>を速やかに提供する。</p>
イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適合を確認する。	イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく製造基準等への適合の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、当該標準処理期間内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行う。	イ 抗菌剤GMPガイドラインに基づく製造基準等への適合の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、申請72件に対して適切な進行管理を行うことにより、すべて標準処理期間（50業務日）以内に処理を行った。
ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適合を確認し、その結果を公表する。	ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適合を確認し、その結果を公表する。	ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等として、次に掲げる業務を実施した。 a 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場175箇所について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた製造事業場11箇所をホームページに公表した。 b 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場121箇所における管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた輸入業者2業者をホームページに公表した。 c ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を44箇所に対して実施し、製造基準に適合すると認められた事業場44箇所をホームページに公表した。
エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間をそれぞれ50業務日及び40業務日とし、当該標準処理期間内に検査を終了する。	エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、中期計画で定めた標準処理期間である50業務日及び40業務日以内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行う。	エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請があった2件について、50業務日以内で検査を終了した。 なお、規格設定飼料製造業者の登録等の申請はなかった。
オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の検査等を実施し、製造基準等への適合を確認する。	オ 依頼に応じて、輸出する飼料等の輸出手国の製造基準等に適合するかの確認、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する	オ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を31件実施した。またエコフィード認証制度に係る確認等の検査3件を実施した。

		<p>協力要請について」(平成21年3月6日付け20消安第11555号・20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長及び生産局長通知)に基づく確認等の検査を実施する。</p>	
④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から15業務日以内	④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を20業務日とし、試験が終了した日から15業務日以内	<p>④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、中期計画で定めた20業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から15業務日以内</p>	<p>④ 飼料安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査530件について25業務日以内にすべて報告した。 イ 飼料安全法の収去品の試験は、中期計画で定めた20業務日以内に802件すべて終了した。 また、収去品の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内にすべて報告した。</p>
⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から20業務日以内	⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を30業務日とし、試験が終了した日から20業務日以内	<p>⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内 イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、中期計画で定めた30業務日以内に分析・鑑定試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内</p>	<p>⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。 ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、進行管理を適切に行い、立入検査67件について30業務日以内にすべて報告した。 イ ペットフード安全法の集取品の試験は、中期計画で定めた30業務日以内に38点すべて終了した。また、集取品の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内にすべて報告した。</p>
⑥ 国際獣疫事務局(OIE)コラボレーション・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の取組を行う。	⑥ 国際獣疫事務局(OIE)コラボレーション・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。	⑥ OIEコラボレーション・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。	

	<p>ア 飼料の安全確保のための情報の提供・共有</p> <p>イ 要請に応じて、海外からの研修生の受入や海外への専門家の派遣</p> <p>ウ 每年度の活動に関する報告書の作成・OIEへの提出</p>	<p>ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>イ OIEの要請に従い、OIEの活動に対する科学的知識や技術的支援のために、海外からの研修生の受入や、海外への専門家派遣等の国際協力をを行う。</p> <p>ウ コラボレーション・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告する。</p>	<p>ア OIEコラボレーション・センターとしての活動（平成22年度の輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果及び概要（英語版）、分析法（英語版）、ハザードカード（英語版）の掲載、飼料研究報告の掲載情報（要旨の英訳版）等）の情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行った。</p> <p>イ OIEの要請がなかったことから、海外からの研修生受入や専門家派遣は実施しなかった。</p> <p>ウ コラボレーション・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告した。</p>
(4) 土壤改良資材関係業務 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。	(4) 土壤改良資材関係業務 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。	(4) 土壤改良資材関係業務 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。 また、検査の結果は速やかに検査事業場に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。	(4) 土壤改良資材関係業務 地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を適正に28件実施し、集取品19件の試験については、月ごとに集中して本部で試験を実施し、検査項目に応じてまとめて分析することにより迅速化を図り、業務の進行管理を適切に実施することにより、すべての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。 VA菌根菌資材について集取はなかった。
3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 (1) 食品表示の監視業務 ① 食品表示の科学的検査を毎事業年度6,000件以上実施し、不適正表示が認められた場合には、農林水産省関係部局に情報を回付するとともに、農林水産大臣の指示があった場	3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 (1) 食品表示の監視業務 ① DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等の食品表示の科学的検査を、農林水産省と調整の上、毎事業年度6,000件以上行う。 検査の結果、不適正表示が認	3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 (1) 食品表示の監視業務 ① 食品表示の科学的検査については、6,000件以上の検査を適切に実施することとし、その中で次の取組を行う。	3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 (1) 食品表示の監視業務 ① 食品表示の監視業務については、次の取組を行いつつ、科学的検査を生鮮食品1,148件、加工食品4,979件、合計6,127件実施した。 その結果、生鮮食品65件、加工食品73件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。

合には、立入検査を適正に実施する。

められた場合には、速やかに農林水産省関係部局に情報を回付する。また、農林水産大臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。

ア 食品の産地表示に関する検査は、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して、900件以上行う。

ア 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,784件実施した。(生鮮食品919件、加工食品865件)

その結果、生鮮食品60件、加工食品37件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。

表2 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
生鮮食品	919
黒大豆	40
ネギ	105
タマネギ	105
カボチャ	98
さといも	100
マグロ	300
アサリ	72
シジミ	88
マサバ	3
アジ	8
加工食品	865
乾しいたけ	151
梅漬物	21
野菜冷凍食品（さといも）	10
アジ・サバ加工品	150
うなぎ加工品	202
マダコ	92
塩蔵わかめ	94
コンブ	45
うどん	60
いりさや落花生	40
合 計	1,784

イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して、300件以上行う。

なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに

イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して396件実施した。(生鮮食品53件、加工食品343件)

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等74件(生鮮食品3件、加工食品71件)のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を67件行うとともに、可能な範囲で原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検

		<p>に、可能な範囲において原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。</p> <p>ウ 事業者間取引における食品表示の監視は、農林水産省が行う調査との連携をより強化して行う。</p> <p>② 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報を農林水産省関係部局へ回付する。</p>	<p>査分析を行った。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。</p> <p>なお、現地調査の際に入手した製品等の検査結果であるため、改めて検査を行う必要がなかったもの3件、産地疑義のため農林水産省へ情報回付したもの1件、調査継続中のもの3件の計7件については、分別生産流通管理の実施状況等の調査を実施しなかった。</p> <p>ウ 事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等との連携調査において、136件（生鮮食品77件、加工食品59件）を入手し、検査を実施した。</p> <p>また、表示内容に疑義があったため行った立入検査等において加工食品18件を入手し、検査を実施した。</p> <p>② 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報159件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局等へ通報する等、迅速かつ的確に対応した。</p> <p>また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番の情報提供に基づく立入検査等を4件（5事業所）実施したほか、農林水産省からの食品表示110番の情報提供に基づく依頼分析を53件、その他の疑義情報に係る依頼分析を22件実施した。</p> <p>違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を9件（14事業所）実施した。なお、農林水産省から違法なJASマーク表示に係る調査及び分析の依頼はなかった。</p>
(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務	(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務	<p>① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査は、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査にあっては、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結</p>	<p>(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務</p> <p>① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査は、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、調査の過程で申</p> <p>(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務</p> <p>① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査については、次の取組を行った。</p> <p>ア 登録認定機関の登録及びその更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）を表3のとおり実施し、平成23年度に調査が終了した登録認定機関の登録調査5件及び登録の更新時における調査9件について、27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。</p>
			- 50 -

	<p>果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し、連携して適切な対応を取る。</p>	<p>調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。</p> <p>また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し連携して適切な対応をとる。</p>	<p>請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は、調査期間に含めないものとする。</p> <p>イ 調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。</p> <p>ウ 登録認定機関に対する調査をISO/IEC 17011に基づいて適切に実施するため、ISO/IEC 17011等に関する内部研修等により、調査員としての資格要件を満たす職員を確保する。また、必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。</p> <p>② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに毎事業年度1回実施する。</p> <p>また、定期的調査においては、立会調査を350件以上、JAS製品の検査を行う。</p>	<p>なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成23年度に調査が終了した390件すべてについて農林水産省消費・安全局表示・規格課長の調査依頼から27業務日以内に報告した。</p> <p>表3 技術上の調査等終了件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>新規</th><th>更新</th><th>変更</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録認定機関</td><td>3</td><td>2</td><td>328</td><td>333</td></tr> <tr> <td>登録外国認定機関</td><td>2</td><td>7</td><td>62</td><td>71</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5</td><td>9</td><td>390</td><td>404</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 調査したすべての案件について、登録認定機関の登録基準への適合性が確認された。</p> <p>ウ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修を、2回（20名）実施し、調査員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査員補内部研修を4回（8名）実施し、調査技術の維持、向上を図った。</p> <p>また、調査実態に合わせた手順の修正、改善を行うため、関係基準文書の見直しを行い、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」及び「技術上の調査手順書」並びに「登録認定機関及び登録外国認定機関の定期的調査細則」及び「定期的調査手順書」の改正を行った。</p> <p>② 定期的調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進行管理表等により立会調査及び格付品検査の進捗状況を把握し、計画的に実施した。</p> <p>定期的調査は、125機関144事業所（うち、登録外国認定機関26機関26事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり各1回実施した。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・飲食料品</td><td>15機関（22事業所）</td></tr> <tr> <td>・林産物</td><td>11機関（18事業所）</td></tr> <tr> <td>・生糸・畳表</td><td>4機関（4事業所）</td></tr> <tr> <td>・生産情報公表牛肉等</td><td>16機関（16事業所）</td></tr> <tr> <td>・有機農産物等</td><td>79機関（84事業所）</td></tr> </tbody> </table>		新規	更新	変更	合計	登録認定機関	3	2	328	333	登録外国認定機関	2	7	62	71	合計	5	9	390	404	・飲食料品	15機関（22事業所）	・林産物	11機関（18事業所）	・生糸・畳表	4機関（4事業所）	・生産情報公表牛肉等	16機関（16事業所）	・有機農産物等	79機関（84事業所）
	新規	更新	変更	合計																														
登録認定機関	3	2	328	333																														
登録外国認定機関	2	7	62	71																														
合計	5	9	390	404																														
・飲食料品	15機関（22事業所）																																	
・林産物	11機関（18事業所）																																	
・生糸・畳表	4機関（4事業所）																																	
・生産情報公表牛肉等	16機関（16事業所）																																	
・有機農産物等	79機関（84事業所）																																	
	<p>② 定期的調査は、登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、認定業務の現場における調査及びJAS製品の検査を行う。</p> <p>また、定期的調査においては、立会調査を350件以上、JAS製品の検査を700件以上行う。</p>	<p>② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに毎事業年度1回実施する。</p> <p>また、定期的調査に資するために行う検査等については、次の取組を行うとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。</p>	<p>② 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、原則として登録認定機関ごとに1回実施する。</p> <p>また、定期的調査に資するために行う検査等については、次の取組を行うとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。</p>	<p>定期的調査は、125機関144事業所（うち、登録外国認定機関26機関26事業所）を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり各1回実施した。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・飲食料品</td><td>15機関（22事業所）</td></tr> <tr> <td>・林産物</td><td>11機関（18事業所）</td></tr> <tr> <td>・生糸・畳表</td><td>4機関（4事業所）</td></tr> <tr> <td>・生産情報公表牛肉等</td><td>16機関（16事業所）</td></tr> <tr> <td>・有機農産物等</td><td>79機関（84事業所）</td></tr> </tbody> </table>	・飲食料品	15機関（22事業所）	・林産物	11機関（18事業所）	・生糸・畳表	4機関（4事業所）	・生産情報公表牛肉等	16機関（16事業所）	・有機農産物等	79機関（84事業所）																				
・飲食料品	15機関（22事業所）																																	
・林産物	11機関（18事業所）																																	
・生糸・畳表	4機関（4事業所）																																	
・生産情報公表牛肉等	16機関（16事業所）																																	
・有機農産物等	79機関（84事業所）																																	

			計 125機関（144事業所）												
		<p>ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施する。</p>	<p>事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた69機関に対しては、文書により是正要求を行った。</p> <p>なお、調査結果及び是正要求に対する改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。</p>												
		<p>イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350件以上の調査を実施する。</p>	<p>格付品検査は各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して702件実施し、不適合があった29件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・飲食料品</td> <td>184件</td> </tr> <tr> <td>・林産物</td> <td>115件</td> </tr> <tr> <td>・生糸・畳表</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>・生産情報公表牛肉等</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>・有機農産物等</td> <td>396件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>702件</td> </tr> </tbody> </table> <p>格付品検査の結果、JAS規格に不適合の疑義が生じた6件について現地調査を実施し、結果として1件の不適合が確認され、登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p>	・飲食料品	184件	・林産物	115件	・生糸・畳表	5件	・生産情報公表牛肉等	2件	・有機農産物等	396件	計	702件
・飲食料品	184件														
・林産物	115件														
・生糸・畳表	5件														
・生産情報公表牛肉等	2件														
・有機農産物等	396件														
計	702件														
③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を国内において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査	③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査	<p>③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査が、センターの有するISO/IEC 17011に関する知見を活用してJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、次の取組を行った。</p>	<p>イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して416件実施し、不適合があった40件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・飲食料品</td> <td>93件</td> </tr> <tr> <td>・林産物</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>・生糸・畳表</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>・生産情報公表牛肉等</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>・有機農産物等</td> <td>263件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>416件</td> </tr> </tbody> </table>	・飲食料品	93件	・林産物	50件	・生糸・畳表	5件	・生産情報公表牛肉等	5件	・有機農産物等	263件	計	416件
・飲食料品	93件														
・林産物	50件														
・生糸・畳表	5件														
・生産情報公表牛肉等	5件														
・有機農産物等	263件														
計	416件														

<p>調査は、ISO/IEC 17011に関する知見を活用して適切に実施する。</p>	<p>は、ISO/IEC 17011に関する知見を活用して適切に実施する。</p>	<p>見を活用してJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、次の取組を行う。</p> <p>また、農林水産省からの認証機関の調査等の要請があった場合は、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに農林水産省へ報告する。</p> <p>ア 必要に応じて関係する基準文書の見直しを行う。</p> <p>イ 調査員に対する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行う。</p>	<p>NOP認定業務規則（平成21年11月2日表示・規格課制定）に基づき、NOP認証機関に対する適合審査を行い、登録変更の届出8件に係る調査結果を審査開始から90日以内に農林水産省及び申請者に報告した。なお、新規の認定申請はなかった。</p> <p>また、認定されたNOP認証機関（2機関）に対する監査（定期的監査）として、認証製品検査1件、立会調査3件及び事業所調査2件を実施し、監査開始から6ヶ月以内に監査結果を農林水産省及び申請者に報告した。</p> <p>平成24年1月末日までにNOP認証機関から提出された認証実績（平成23年1月～12月）を取りまとめ、農林水産省に報告した。（報告日：平成24年2月7日）</p> <p>ア NOP認証機関の適合審査及び監査の見直しに対応するため、「NOP基準に基づく認証機関認定のための審査の手順」の手数料に関する改正を行い、関係職員に文書で周知した。</p> <p>イ ISO/IEC 17011等に関する調査員内部研修により、調査員に対してNOPに関する基準文書の周知徹底及び教育訓練を行った。</p>
<p>(3) JAS法に基づく立入検査等 JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(3) JAS法に基づく立入検査等 JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い、次により適正に実施する。</p> <p>① 検査能力、経験等を勘案して立入検査職員を適切に選任し、農林水産省等関係機関との緊密な連携等に留意して実施する。</p> <p>② 農林水産大臣から指示された事項を的確に検査し、その結果を立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(3) JAS法に基づく立入検査等 JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>① 立入検査等を行うに当たっては、当該立入検査等の内容を考慮して立入検査員を適切に選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に行う。</p> <p>② 立入検査等は、基準文書に基づき適正に実施するとともに、その結果を立入検査の終了後3業務日以内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(3) JAS法に基づく立入検査等 JAS法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に行うため、次の取組を行った。</p> <p>① 立入検査等を行うに当たって、当該立入検査等の内容により、立入検査員の資格基準、知識、経験等を考慮して適切に立入検査員を選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に実施した。</p> <p>② 以下の立入検査等については、関係する基準文書に基づき、次のとおり適正に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示内容の疑義に関する立入検査17件（18事業所）、任意調査3件（10事業所）、計20件（28事業所）及び登録認定機関及び認定事業者等に対する立入検査を13件（20事業所）、任意調査2件（3事業所）、計15件（23事業所）を実施し、すべての案件について、3業務日以内に報告した。なお、表示内容の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を39件実施した。

			<ul style="list-style-type: none"> 農政局地域センター等と連携して立入検査23件（26事業所）、任意調査147件（151事業所）計170件（177事業所）実施し、報告まで4業務日を要した任意調査1件を除いて3業務日以内に報告した。 <p>また立入検査のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査1件（2事業所）を実施した。</p>
(4) JAS規格の見直し等に係る業務 農林水産大臣の依頼を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、JAS規格の見直し等に係る調査や原案の検討を行う。	(4) JAS規格の見直し等に係る業務 JAS規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成は、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。	(4) JAS規格の見直し等に係る業務 JAS規格の見直し等に関し、農林水産大臣からの依頼を受けて行う規格調査や原案の作成を「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づいて適切に行う。	<p>(4) JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p>① 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成23年度）」に基づき、調査実施法人として次のとおり調査を実施した。</p> <p>ア 消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる生産・利用実態調査、品質実態を把握するための品質実態調査、JAS規格に対応する国際規格の有無及びその内容やJAS規格との整合性についての調査等を指示のあった10品目19規格について実施し、年度内に報告が求められた8品目13規格について調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。</p> <p>イ 分析法について情報収集を行うとともに、分析法の見直しを行う場合には、妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の同等性確認試験を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文献調査 飲食料品 8品目（29項目） ヒアリング 飲食料品 7品目（12回） 妥当性確認のための分析試験 飲食料品 2品目（3項目） 従来手法と新たな手法の同等性確認 飲食料品 1品目（1項目） <p>また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法妥当性確認検討委員会を2回開催し、分析法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果について検討を行った。</p> <p>② 農林水産大臣の指示を受け、当センターを事務局として組</p>

			<p>また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>組織する合議体を原案作成機関として9品目18規格について原案作成を実施した。このうち年度内に報告が求められていた7品目15規格について、原案を取りまとめ農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、原案作成委員会の資料及び議事概要について当センターのホームページに掲載し、公表した。</p> <p>農林水産省からの依頼に基づき、次の調査等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有機農産物及び有機農産物加工食品の同等性に係る生産資材調査会」を1回開催した。 ・「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に係る接着剤評価方法検討委員会」を2回開催した。 ・揮発性有機化合物放散速度の調査を6件実施した。 ・平成22年7月28日のJAS法施行規則改正前における依頼に基づき、JAS規格見直し検討委員会を林産物2品目について4回開催した。
(5) 国際規格に係る業務 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。	(5) 国際規格に係る業務 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。 また、農林水産省の要請を受けて、コーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援を行う。	(5) 国際規格に係る業務 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行う。 ① 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等、次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。	(5) 国際規格に係る業務 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次の取組を行った。 ① ISO（国際標準化機構）のTC34（食品専門委員会）、TC34/SC12（官能分析分科委員会）、TC34/SC16（分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会）、TC34/SC17（食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会）、TC89/SC3（木質パネル専門委員会/合板分科委員会）及びTC218（木材専門委員会）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 国内委員会等の開催及び国際会議への職員の派遣を行うとともに、各委員会で検討されている案件についての情報の収集を行い、委員へ提供した。 [TC34] ・WG13（ローヤルゼリー作業部会） 国内検討会 1回開催	[TC34/SC16] 国内委員会 1回開催 国際会議 1回派遣（1名）	

			<p>[TC34/SC17] 国内委員会 3回開催 国際会議 3回派遣（3名）</p> <p>[ISO/TC89/SC3] 国内委員会 1回開催 国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[ISO/TC218] 国内委員会 1回開催 国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[ISO/TC165（センターが国内審議団体ではないが、TC89/SC3及びISO/TC218と関連があるTC）] 国際会議 1回派遣（1名）</p>	
		<p>② 農林水産省からのコーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援の要請に備えて、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等を行う。</p>	<p>② 國際的に流通している食品等の海外における製造技術、國際規格、各國規格等に関する情報を収集、整理した。 また、コーデックス食品規格委員会（Codex）関連の国内会議に6回出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p>	
4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務 「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料について、分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って、的確かつ迅速に行う。	4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務 「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料についての分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って分析業務を的確かつ迅速に行うため、当該業務の各種手順書について必要に応じて整備・見直しを行う。	4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき有害化学物質・品目について次のとおり分析を実施した。 〔農産物〕 ・かび毒（注1） 880点 注1：デオキシニバレノール（DON）及びニバレノール（NIV）、3-アセチルDON及び15-アセチルDON、4-アセチルNIV並びにゼララレノン 〔飼料〕 ・ダイオキシン類 25点 ・かび毒（注2） 904点		

	<p>必要な各種手順書について整備 ・見直しを行う。</p>	<p>・有害金属（注3）</p>	462点
		<p>注2：フモニシン、ゼアラレノン及びDON 注3：カドミウム、総水銀及び鉛</p> <p>有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って的確かつ迅速に実施するため、平成23年度麦類のかび毒調査実施手順を整備するとともに、飼料等試験業務の信頼性確保に関する規程の改正に伴い、標準操作手順書の改正を行った。</p>	
5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。	<p>5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告するため、必要な規程について整備・見直しを行う。</p>	<p>5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、次の取組を行う。 また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>(1) 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。</p> <p>(2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示があった場合は適切に実施する。</p>	<p>5 カルタヘナ担保法関係業務 次に掲げる措置を講ずることにより、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する体制を維持した。 なお、農林水産大臣から立入り、質問、検査及び収去の指示はなかった。</p> <p>(1) 立入検査等を行うための規程類について見直しを検討した結果、改正を行う必要はなかった。</p> <p>(2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示はなかった。</p>
6 国際協力業務 可能な範囲において、海外からの研修生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力をを行う。	<p>6 国際協力業務 可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。</p>	<p>6 国際協力業務 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において対応することとし、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。 また、必要に応じて独立行政法人国際</p>	<p>6 国際協力業務 (独)国際協力機構（JICA）等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、次の取組を行った。 JICA等から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を2回（2名）派遣した。 JICA等からの要請により海外からの研修員を受入れ、JAS制度、食品の表示制度、飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を7回（延べ25か国、60名）実施した。</p>

		協力機構の主催する研修等に職員を派遣する。	
第4 財務内容の改善に関する事項 的切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本事業年度の予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画は、別表1、2及び3に定めるとおりとする。	第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 財務諸表等を参照のこと。 平成23年度においても予算の執行を適切に行い、平成22年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。 平成23年度における運営費交付金の執行率は93.8%であったが、その理由としては、中期計画に基づき一般管理費及び業務経費の抑制に努めたことに加え、予算額に比べ退職手当の支給額が減少したことにより人件費に残額を生じたこと（予算額5,311百万円、決算額5,185百万円）さらに、東日本大震災の発生に伴う飼料等の放射能測定業務実施のため「飼料等放射性物質調査・分析体制強化事業」が新規に追加され、この事業の円滑な遂行に必要となる経費を優先的に確保するため、当初購入を予定していた分析機器類の購入の見送りや各業務の一層の節約を行ったことによるものである。 なお、未執行額に相当する運営費交付金債務については、平成24年度に繰り越すこととしている。 年度当初及び年度途中において当該事業年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき計画的な予算配付・調整を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。	第4 短期借入金の限度額 平成23年度～平成27年度：9億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ
	第4 短期借入金の限度額 平成23年度： 9億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入れの遅延等の短期借入を行う事態は生じなかった。	

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
<p>(1) 資産の売却額の国庫返納 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納する。</p> <p>① 国庫納付の額 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(124,083円)とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>(1) 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納する。</p> <p>① 国庫納付の額 ア 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額(68,233円) (ア) 自動車リサイクル料金預託金(30,370円) (イ) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入(37,863円)</p> <p>イ 政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金)(55,850円)</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による現物納付とする。</p>	<p>(1) 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額を以下のとおり国庫へ返納した。</p> <p>① 国庫納付の額 ア 政府出資である固定資産のうち不要となった資産の売却額(68,233円) (ア) 自動車リサイクル料金預託金(30,370円) (イ) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入(37,863円)</p> <p>イ 政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金)(55,850円)</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年10月28日</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による現物納付</p>
<p>(2) 塚ほ場の国庫返納 肥料に係る栽培試験業務を「岩槻ほ場」に集約することにより、「塚ほ場」を廃止し、廃止に伴い生じた不要財産を以下のとおり国庫へ返納する。</p> <p>① 財産の概要 土地：大阪府堺市田出井町698-53 (面積：1,348m²) 建物：管理舎(昭和60年築) RC-4-1造(59.8m²)</p>	<p>(2) 塚ほ場の平成24年度中の国庫返納に向け、塚ほ場の現地調査等を実施する。</p>	<p>(2) 塚ほ場の平成24年度中の国庫返納に向け、近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室他2棟の解体撤去等を実施した。</p>

	<p>ガラス室他2棟 (延べ面積 : 192.05m²)</p> <p>[注記] 土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載</p> <p>② 国庫納付の時期 平成24年度中とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 現物による納付とする。</p>												
	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途 剰余金を使用する事案はなかった。 なお、利益剰余金(29,431千円)は生じているが、これは、平成23年度末における運営費交付金の残額、検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間に発生した繰越積立金(自己収入取得資産の減価償却費に充当したもの)の残額)及び積立金によるものである。</p>										
<p>第5 その他業務運営に関する事項 なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 (1) 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画 (単位：百万円)</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所名</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>スクラバー等改修工事</td> </tr> <tr> <td>本部 (横浜事務所)</td> <td>スクラバー等改修工事</td> </tr> <tr> <td>仙台センター</td> <td>スクラバー等改修工事</td> </tr> <tr> <td>名古屋センター</td> <td>スクラバー等改修工事</td> </tr> </tbody> </table>	所名	整備内容	本部	スクラバー等改修工事	本部 (横浜事務所)	スクラバー等改修工事	仙台センター	スクラバー等改修工事	名古屋センター	スクラバー等改修工事	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 本部、本部横浜事務所、仙台センター及び名古屋センターのスクラバー等改修工事を実施した。 なお、仙台センターのスクラバー等改修工事は、平成23年度計画には計上していなかったが、公共事業の執行留保の解除に伴い、震災被害の点検を含め、防災、減災を図る観点から被災地でもある仙台センターの老朽化した施設の整備を急遽行うこととし、10月に年度計画を変更し対応した。</p>
所名	整備内容												
本部	スクラバー等改修工事												
本部 (横浜事務所)	スクラバー等改修工事												
仙台センター	スクラバー等改修工事												
名古屋センター	スクラバー等改修工事												

27	検査設備の整備 その他業務運営上 必要な施設・設備 の整備及び改修	± δ	備 費 换 助金
	23~27年度	412 ± δ	

[注記]

δ : 老朽化度合等を勘案して、各事業年度
増減する施設、設備の整備等に要する経費

(2) 門司事務所を福岡センターへ
移転・統合する場合に必要となる
福岡センター庁舎の増改築の
規模及び内容、そのための経費
及びその予算措置等の検討を行
う。

2 職員の人事に関する計画（人
員及び人件費の効率化に関する
目標を含む。）

(1) 方針

適切かつ効率的な業務運営を
図るため、業務の重点化及び効
率化に努めるとともに、適正な
人事配置を行う。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人
件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

適切かつ効率的な業務運営を図るた
め、業務の重点化及び効率化に努めると
ともに、適正な人事配置を行う。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関
する目標を含む。）

(1) 方針

次のとおり一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正
な人員配置を行うことにより、業務の適切かつ効率的な実施
を確保した。

地方組織の一般管理部門については、総務課は各地域セン
ターのみに、会計課は神戸センターのみに設置し、本部横浜
事務所及び福岡センター門司事務所にはこれらの課を設置せ
ず、一般管理部門の合理化を図った。

引き続き企画調整部門をさいたま本部の企画調整部に一元
化し、合理化を図った。

肥料、飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を事
業者等へ一元的に提供できるよう、各部門の担当者を情報提
供部門に配置し、情報提供体制の整備を行った。

(2) 人員及び人件費に関する指標
期末の常勤職員数は、期初職員
相当数上回らないものとする。

(参考)

期初の常勤職員数 680人

(2) 人員に関する計画

平成23年度の常勤職員数は、中期目標
期間の期初を上回らないものとする。

(2) 人員に関する計画

業務の効率化を図り、常勤職員数を658人（平成24年1月1
日時点）とし、中期目標期間の期初職員相当数である680人
を下回った。

<p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産省と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。</p> <p>また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品及び農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行う。</p> <p>① 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>② 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p> <p>③ 採用情報については、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産省との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>① 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出40名、転入35名）を実施した。</p> <p>② 農学、化学、畜産等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から7名を採用し、必要な人材を確保した。</p> <p>③ 採用情報については、各センターで職場訪問等（17回）を開催したほか、人事院が行う官庁業務合同説明会等（9回）への参加、人事院が行う関東地区官庁学生ツアー（2回）においての採用案内パンフレットの配布やインターネット等を活用した広報活動を行い、優秀な人材を確保した。</p>
<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用の平成23年度相当額（450千円）を取り崩した。</p>